

資料2

長岡京

悠久の都
みどりが彩る
風格とゆとりある



はじめに

長岡京市は、西山とその山麓に広がる竹林、丘陵地にたたずむ光明寺や長岡天満宮などの社寺林、小畑川や小泉川、八条ヶ池のうるおいのある水辺空間など、豊かな自然環境に恵まれています。また、平安時代初期の都城「長岡京」の地であったことから、その歴史は深く、菅原道真を祀る長岡天満宮をはじめ、「孟宗竹」発祥の地である寂照院、法然上人の立教開宗の地である光明寺などの寺社があり、境内の歴史的建造物や天然記念物の樹木などは、本市の風格のある景観を形成しています。加えて、乙訓古墳群を代表する恵解山古墳や、明智光秀とその娘の細川ガラシャに縁のある勝龍寺城は、史跡・歴史公園として整備され、市民や観光客に親しまれています。一方で、本市は交通の要衝地にあり、JR京都線や阪急京都線、国道171号が縦断しており、京都縦貫自動車道長岡京ICの供用によって、さらに交通利便の良い都市になりました。また、本市は、JR長岡京駅と阪急長岡天神駅、阪急西山天王山駅を中心に、住宅や商業施設が立地したコンパクトな市街地が形成され、生活利便の良い暮らしやすいまちとなっています。このように、豊かな自然環境に囲まれた、悠久の歴史を感じられるまちなみと、交通・生活の利便の良さから、本市に「住みたい」「住みつけたい」と思っただけの、魅力的な都市ではないか、と自負しております。



しかしながら、気候変動をはじめ、少子・高齢化の進展や生物多様性の保全などの社会情勢の変化については、本市においても例外ではなく、影響を受けており、また、行政に対する市民ニーズの多様化など、様々な課題が生じております。このような背景から、本市では、樹木や花、公園などの「みどり」の持つ機能を有効に活用し、これらの課題に対応するために、基本方針や施策などを定めた「長岡京市第2次みどりの基本計画」を策定いたしました。本市の総合計画に掲げる将来像「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」の実現に向けて、本計画に定めた施策を計画的に進めてまいりますので、引き続き、市民、事業者の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、「長岡京市緑の基本計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、多くの市民の皆様から御意見を賜りましたことにつきまして、心から感謝いたしますとともに、ここに厚く御礼申し上げます。

令和 8 年 3 月

長岡京市長

中小路 健吾

目 次

序章 みどりの基本計画について	1
第1節 みどりの基本計画の概要	1
第2節 第2次みどりの基本計画策定の趣旨	1
第3節 本計画の対象とする「みどり」.....	2
第4節 みどりの役割.....	3
第5節 計画の位置付け	4
第6節 計画期間と計画対象区域.....	4
第1章 みどりの現況	5
第1節 長岡京市の現況.....	5
1. 位置・面積	5
2. 地形・水系.....	5
3. 気象.....	6
4. 植生・保存樹木等	7
5. 歴史文化資産.....	9
6. 人口.....	10
7. 産業・農業.....	10
8. 都市計画	11
9. 土地利用	12
10. レクリエーション施設.....	12
11. 景観.....	13
12. 災害リスク等.....	14
第2節 社会情勢の変化等	17
1. 脱炭素社会の実現.....	17
2. 自然との共生「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」.....	17
3. グリーンインフラの推進	18
4. 「緑の基本方針」の策定について	18
5. みどりに関する法律の改正等	19
6. 上位計画	21
第3節 長岡京市のみどりの現況.....	23
1. 緑地の分類.....	23
2. 緑地の現況	24
3. 施設緑地の現況.....	25
4. 地域制緑地の現況	26
5. 都市計画公園の現況	29
6. 都市公園の現況.....	30

7. 緑被の現況	34
8. 緑化重点地区の現況	36
9. 地区計画(緑地の配置が規定されているもの)	38
10. 街路樹などの緑化状況	39
11. みどりに関する市民の主な活動状況	40
第4節 みどりに関する市民意識調査	41
第5節 長岡京市のみどりの特徴	43
第6節 「長岡京市みどりの基本計画(前計画)」の進捗状況	45
1. 数値目標の検証	45
2. 前計画の施策の取組状況	45
第2章 みどりの課題	47
第1節 みどりの課題	47
第2節 みどりの課題図	49
第3章 みどりの基本理念等	51
第1節 みどりの基本理念	51
第2節 みどりの将来像	52
第3節 みどりの基本方針	53
1. みどりの基本方針	53
2. みどりの配置方針	54
第4節 みどりの目標	62
1. 計画フレーム	62
2. みどりの目標	62
第5節 施策体系	63
第6節 具体的な施策	64
第7節 都市公園などの整備と管理の方針	73
第8節 緑化重点地区の方針	75
第4章 計画の推進に向けて	77
第1節 推進体制	77
1. 推進の基本的な考え方	77
2. 庁内の推進体制	78
3. 計画の周知・啓発	78
4. 市民や事業者等との連携	78
第2節 進行管理	79
1. 進行管理の基本的な考え方とサイクル	79
2. 進行管理の方法と体制	80
資料編	81
策定経過	81
用語解説	83



序章

- みどりの基本計画について -

- | | |
|-----|------------------|
| 第1節 | みどりの基本計画の概要 |
| 第2節 | 第2次みどりの基本計画策定の趣旨 |
| 第3節 | 本計画の対象とする「みどり」 |
| 第4節 | みどりの役割 |
| 第5節 | 計画の位置付け |
| 第6節 | 計画期間と計画対象区域 |

序章 みどりの基本計画について

第1節 みどりの基本計画の概要

みどりの基本計画とは、都市緑地法※第4条第1項に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、都市公園等の整備や維持管理、緑化活動への市民参加の促進など、みどりに関する基本的な方針を定める計画です。

都市緑地法 (基本計画)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、基本方針に基づき(広域計画が定められている場合にあつては、基本方針に基づくとともに、当該広域計画を勘案して)、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

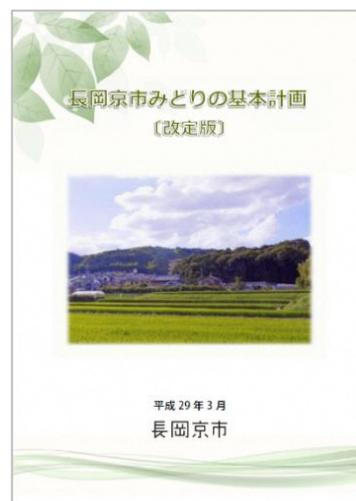
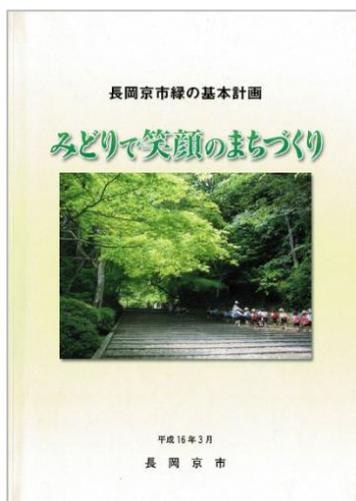
- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の配置の方針その他の緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- 三 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 四 市町村の設置に係る都市公園の整備及び管理に関する事項
- 五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 六 特別緑地保全地区内の緑地の保全に関する次に掲げる事項
- 七 生産緑地法第3条第1項の規定による生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項
- 八 緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生産緑地地区以外の区域であつて重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区並びに当該地区における緑地の保全に関する事項
- 九 緑化地域における緑化の推進に関する事項
- 十 緑化地域以外の区域であつて重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

第2節 第2次みどりの基本計画策定の趣旨

本市では2004(平成16)年3月に、本市の将来像であった「“緑豊かな長岡京”住みつけたい歴史のまち長岡京」の実現に向けて「長岡京市緑の基本計画」を策定しました。

その後、2017(平成29)年3月に改定をしましたが、都市緑地法の改正など、みどりを取り巻く社会情勢の変化に対応していく必要が出てきました。

そのため、現行計画が期間満了を迎えることも踏まえ、改めて総合的・体系的に緑化の推進と緑地の保全に向けた指針として、「長岡京市第2次みどりの基本計画」を策定しました。



第3節 本計画の対象とする「みどり」

本計画の対象とする「みどり」には、樹木や樹林、草花などの植物だけではなく、その生育基盤となる水、土、大気、これらによって形成される環境(公園などの緑とオープンスペース、農地、河川・ため池などの水辺空間、住宅敷地の緑化空間など)を含みます。

また、みどりの保全活動や啓発、環境教育、市民との協働によるみどりのまちづくり活動なども本計画の対象とします。

なお、都市における農地については、2017(平成29)年の都市緑地法*改正において、緑地に含まれるものとして明確に位置付けられました。

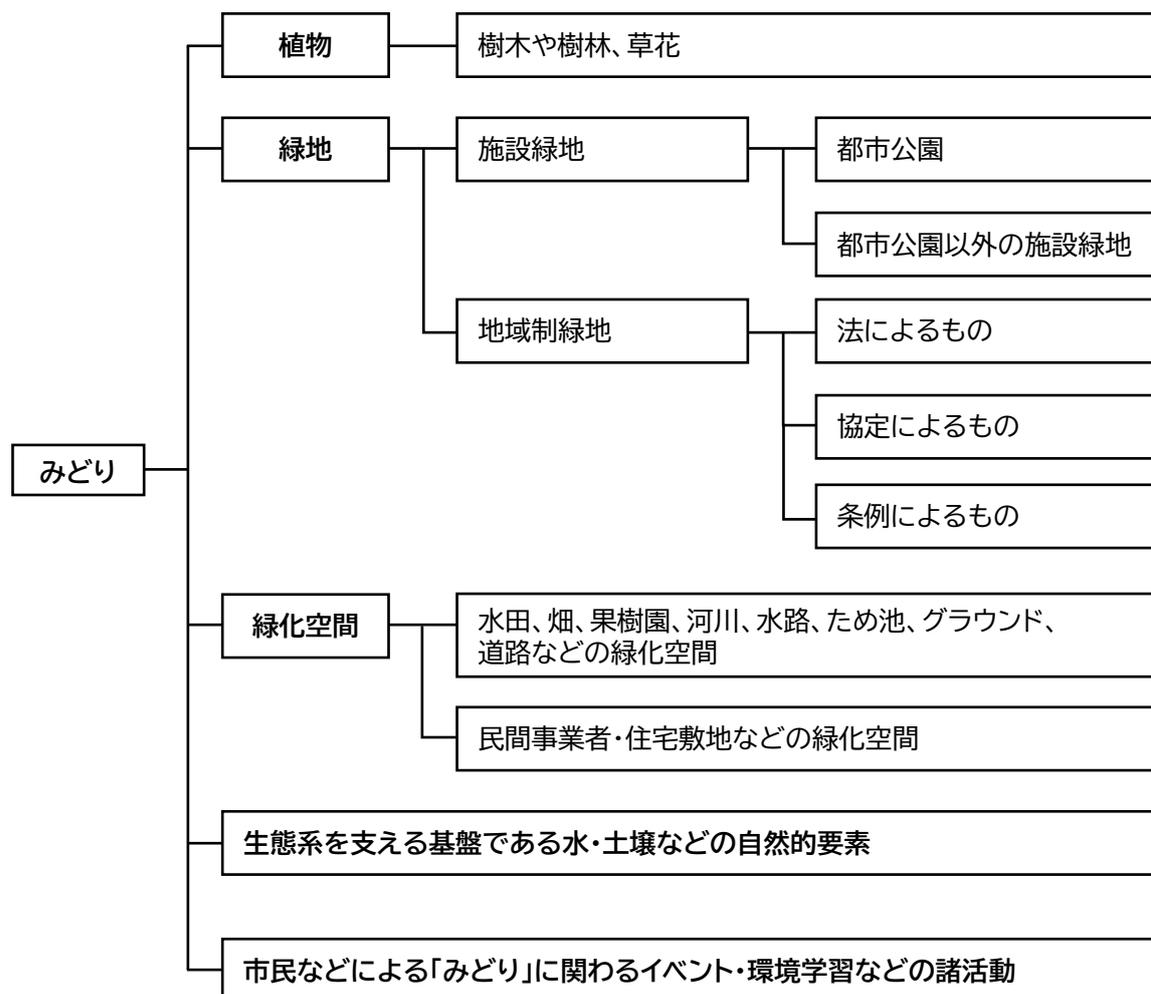


図 序-3-1 本計画の対象とする「みどり」

出典:長岡京しみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)

「みどり」の使い方

「長岡京市緑の基本計画(2004(平成16)年3月)」では、計画名称に「緑」を使用していましたが、「長岡京しみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)」より、樹木や樹林、草花などの植物だけではなく、公園や学校などのオープンスペース、河川・ため池などの水辺空間など、より広い範囲を意味する言葉として、「みどり」が用いられました。本計画でも前計画の趣旨を継承し、「みどり」を用いることとします。

第4節 みどりの役割

みどりには、環境保全や景観形成、防災、レクリエーションなど、様々な機能があります。

【環境保全】

樹木の木陰は、ヒートアイランド現象※緩和の効果があります。加えて、大気の浄化や騒音・振動の緩和、防風・防塵などの効果があります。また、多様な生き物の生育・生息地であり、人と自然が共生する都市環境を形成しています。植物で覆われた土地は、雨水の貯留・涵養機能を持ち、都市の健全な水循環の一翼を担っています。

【防災】

公園などは、大規模地震や火災などの発生時において、避難場所、火災の延焼防止、活動拠点等として、多様な機能を持っています。

【景観】

四季の変化を実感できる生活環境や景観を創出し、生活にゆとりやうるおいをもたらします。また、地域の歴史文化等と深く関わっており、みどりを活かした個性と魅力あるまちづくりを進めることができます。

【レクリエーション】

レクリエーションの場として、活用することで人々を癒し、心身の健康の増進に寄与します。休息、散策、スポーツ、遊びといった健康づくり活動や野外レクリエーションの場を提供しています。

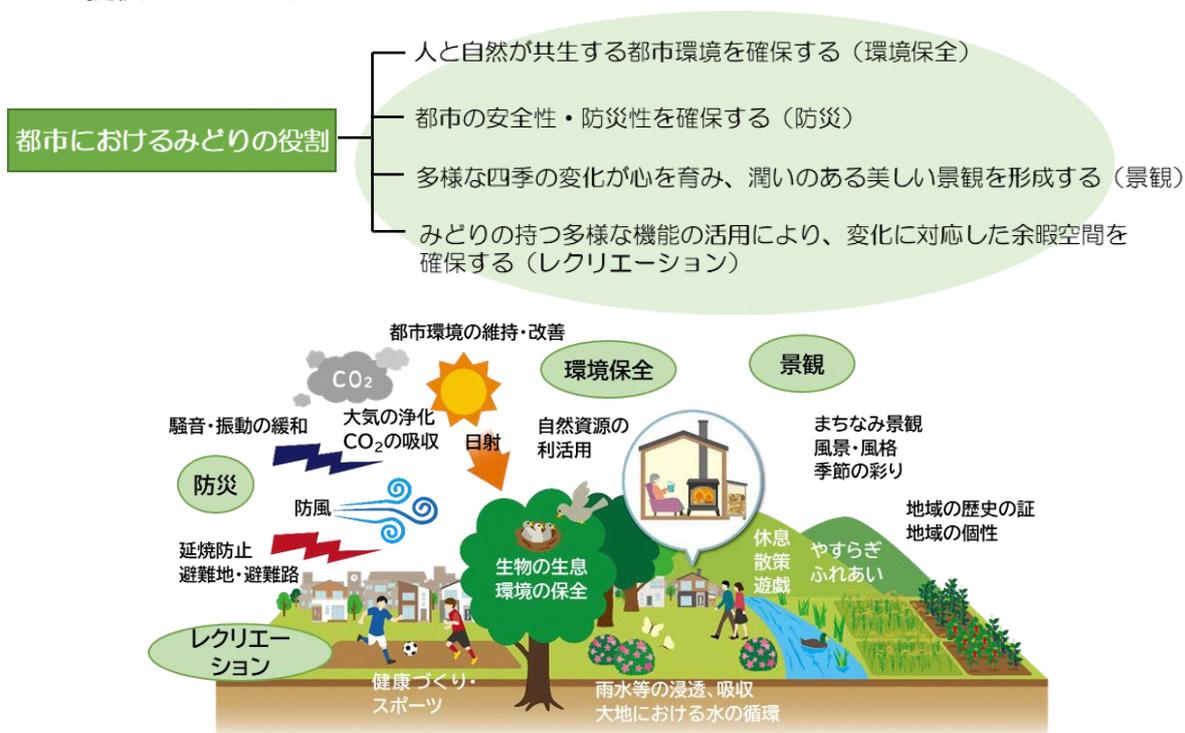
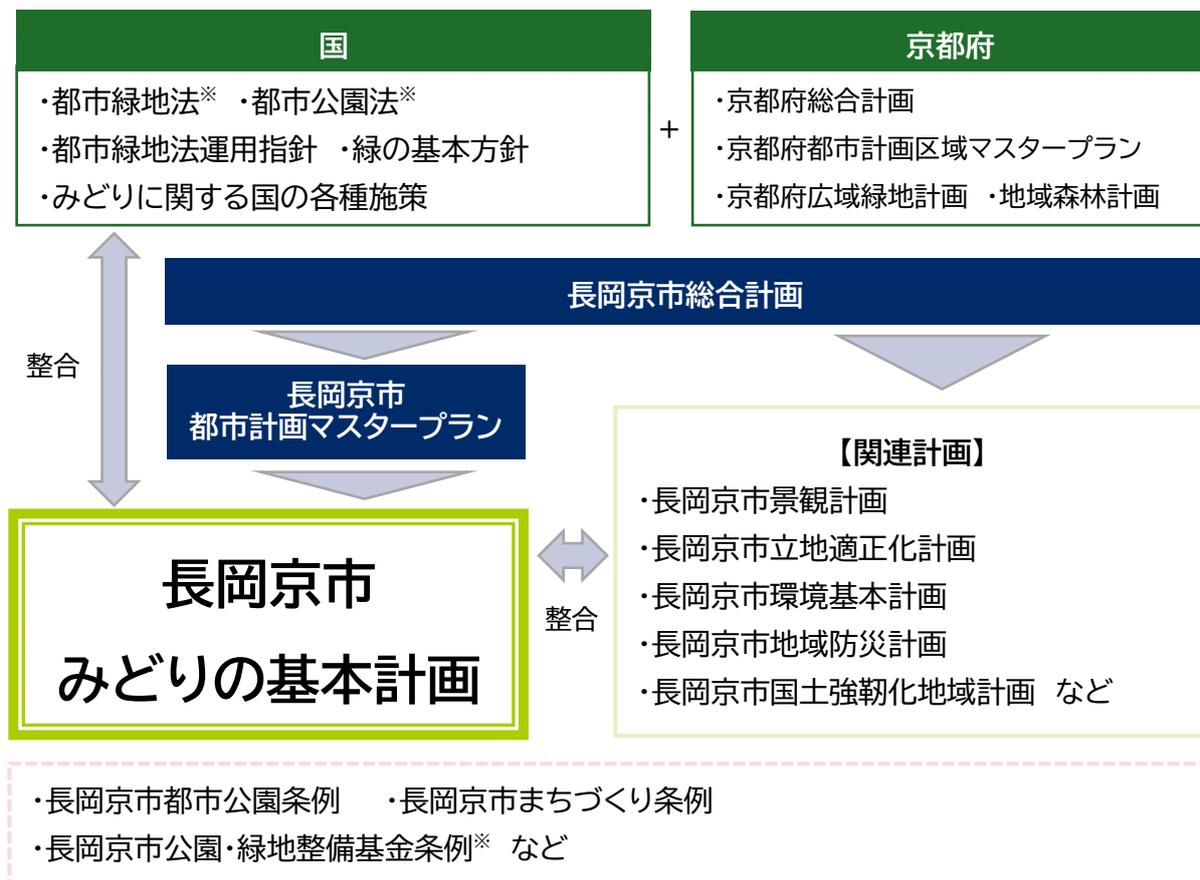


図 序-4-1 都市におけるみどりの役割

出典：長岡京すみどりの基本計画(2017(平成29)年3月)

第5節 計画の位置付け

本計画は、上位計画である総合計画やまちづくりの目標を定める都市計画マスタープラン※、関連計画である環境基本計画、景観計画等との調和・整合性を図ります。また、広域的な視点から関連法令、国の方針や施策、京都府の「京都府都市計画区域マスタープラン※」、「京都府広域緑地計画※」等との整合を図ります。



第6節 計画期間と計画対象区域

計画期間は、2026(令和8)年から概ね20年間とします。計画対象区域は本市全域とします。





第1章

- みどりの現況 -

- 第1節 長岡京市の現況
- 第2節 社会情勢の変化等
- 第3節 長岡京市のみどりの現況
- 第4節 みどりに関する市民意識調査
- 第5節 長岡京市のみどりの特徴
- 第6節 「長岡京市みどりの基本計画
(前計画)」の進捗状況

第1章 みどりの現況

第1節 長岡京市の現況

1. 位置・面積

本市は、京都府南部の山城地域に位置し、北と東は京都市と向日市、南は大山崎町、西は大阪府に接しており、京都盆地の南西にあります。東西約6.5km、南北に約4.3km、市域面積約19.17km²の都市です。



図1-1-1 長岡京市の位置



図1-1-2 長岡京市の位置

出典：第二期長岡京市都市計画マスタープラン

2. 地形・水系

本市の地形は、北西から南東に向けて、標高が低くなっています（約490mから約10m）。市域の約4割を占める西側の西山、中央付近の丘陵地、小畑川や小泉川などの河川によって形成された沖積平野で構成されています。また、西山を水源地として地下水が豊富な地域であり、山麓には、八条ヶ池をはじめ、ため池も多く分布しており、都市にうるおいのある空間を形成しています。

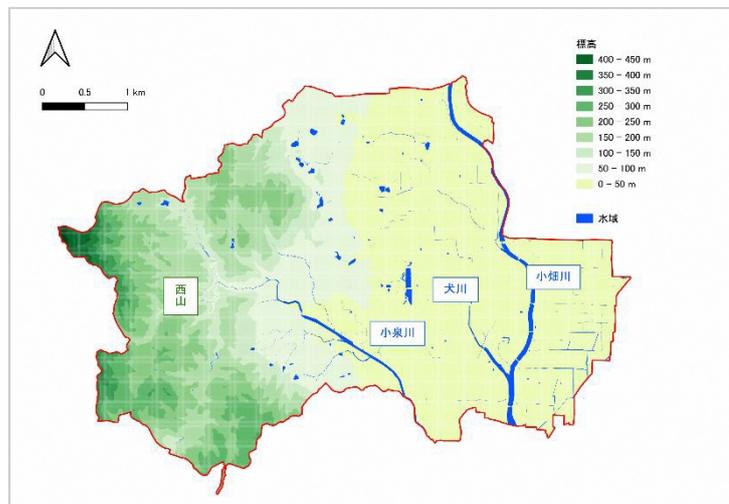


図1-1-3 地形・水系の状況

出典：長岡京しみどりの基本計画(2017(平成 29)年3月)

3. 気象

気候は、山城盆地の特性として晴れの日が多く、京都市内の盆地気候よりも過ごしやすくとされています。例年、降雨量は、6月から9月までの期間に多く、12月から2月までは少なくなっています。近年では、1時間最大降水量が50mmを超える雨が降っています。



図1-1-4 月別平均降水量・最高気温・最低気温

資料：乙訓消防組合消防本部観測データ
(2013(平成25)年～2023(令和5)年)をもとに作成

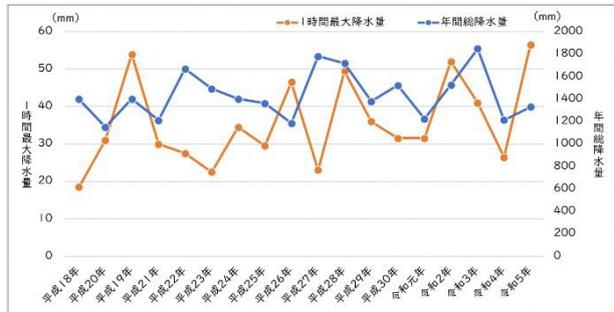


図1-1-5 年間総降水量と1時間最大降水量の推移

資料：乙訓消防組合消防本部観測データ
(2006(平成18)年～2023(令和5)年)をもとに作成

2025(令和7)年7月29日10時34分頃の地表面温度を表示した図です。図からは、JR長岡京駅や阪急長岡天神駅周辺の市街地は高温となっていますが、西山や西山山麓、長岡天満宮周辺、市域北部の農地周辺の地表面温度は、市街地と比べて、低い温度になっていることがわかります。

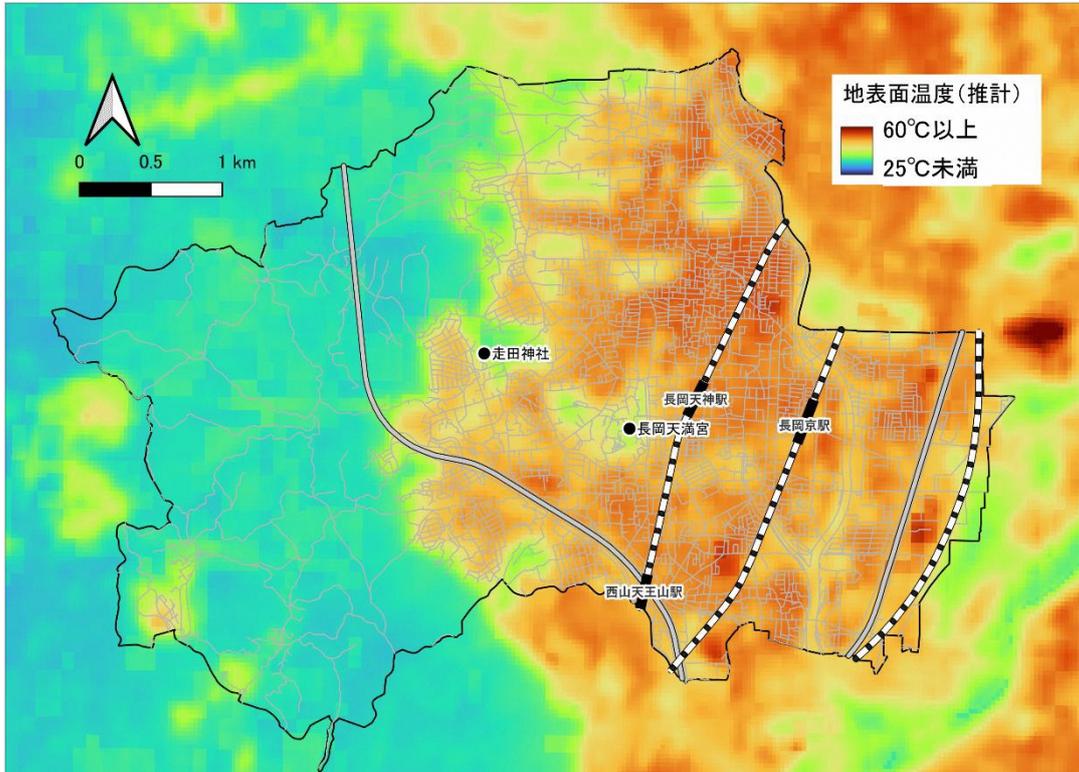


図1-1-6 地表面温度

資料：地球観測衛星 Landst9(2025(令和7)年7月29日10時34分頃のデータ)をもとに算出

4. 植生・保存樹木※等

本市の植生については、西山の山頂・山腹には薪炭林として利用されていた二次林(原生林が伐採などによって、失われた後、自然にまたは人為的に再生された森林)が広がっており、コナラ・クヌギ・ナラガシワなどの落葉広葉樹や、アカマツなどの針葉樹が混生した、豊かな自然が残されています。浄土谷地域には、ヒノキ・スギ等の人の手で育成されている人工林があり、西山の山麓には、もともとタケノコ生産を目的として植えられた竹林が広がっています。



植生のうち、約64%が二次林(シイ林、カシ林、コナラ・クヌギ林、アカマツ林)、約20%が竹林、約16%が人工林となります。山麓には、管理・生育されている竹林があり、「京のブランド産品」に認証された「京たけのこ」が生産されています。また、平地部には、天然記念物の樹木である長岡天満宮八条ヶ池のキリシマツツジや光明寺のビャクシンをはじめ、楊谷寺のヤマモモや赤根天神社のシイなどの保存樹木があります。

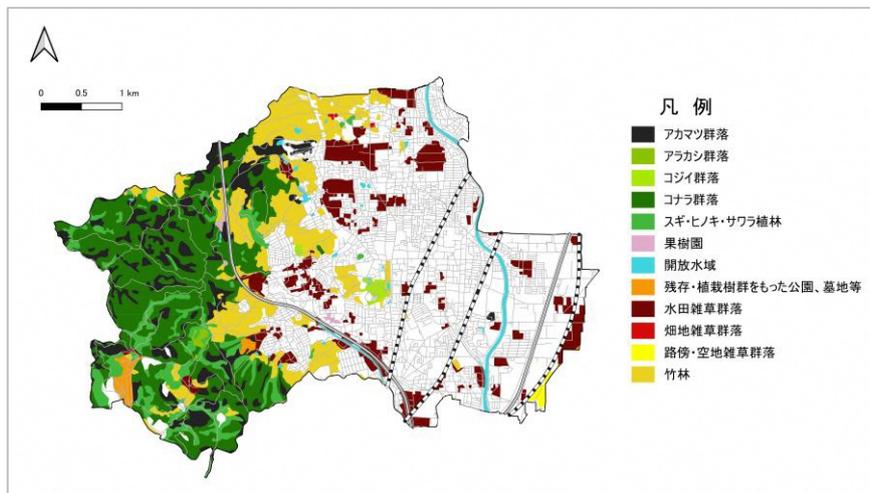


図1-1-7 植生図

資料:「第6回・第7回自然環境保全基礎調査(植生調査)」(環境省自然環境局生物多様性センター)

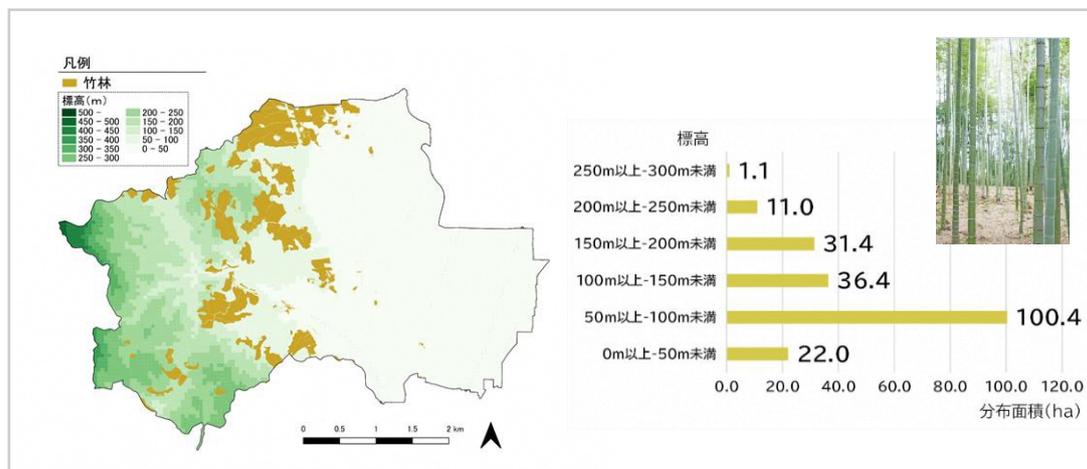


図1-1-8 竹林の現況

資料:長岡京市みどりの基本計画(2017(平成29)年3月)を参考に作成



図1-1-9 主な保存樹木※等

表1-1-1 保存樹木

名称	所有者	所在地
角宮神社のクスノキ	角宮神社	井ノ内南内畑
赤根天神社のシイ	赤根天神社	今里四丁目
光明寺のモミ	光明寺	粟生西条ノ内
光明寺のケヤキ		
光明寺のモミジ		
子守勝手神社のモミ	子守勝手神社	粟生清水谷
乙訓寺のクスノキ	乙訓寺	今里三丁目
走田神社のヤマモモ	走田神社	奥海印寺走田
長岡天満宮のイチヨウ	長岡天満宮	天神二丁目
長岡天満宮のムクロジ		
長岡公園のシイ	長岡京市	天神二丁目
開田城土塁公園のクスノキ		天神一丁目
神足小学校のセンダン		神足三丁目
勝竜寺城公園のムク		勝竜寺
楊谷寺のヤマモモ		楊谷寺

表1-1-2 天然記念物

名称	区分
光明寺 ヒャクシン	市指定天然記念物
乙訓寺 モチノキ	市指定天然記念物
寂照院 モウソウチク林	府登録天然記念物
八条ヶ池 キリシマツツジ	市指定天然記念物
浄土谷 ヤマモモ	市指定天然記念物

表1-1-3 景観重要樹木※

名称	所在地
八条ヶ池 キリシマツツジ	天神二丁目



八条ヶ池中堤のキリシマツツジ

5. 歴史文化資産

本市には、「建国神話に登場する神を祀る神社」や「古墳」が現存しており、この地では昔から人々が温和な気候風土に恵まれ、生活していたとされています。5世紀中頃の古墳も確認され、その中でも国史跡乙訓古墳群恵解山古墳は乙訓地域最大の規模を有し、鉄製武器が多量に出土したことで知られる全国的にも貴重な古墳です。2014(平成26)年には恵解山古墳公園として整備し、市民の憩いの場として活用されています。また、本市は784(延暦3)年に「長岡京」が置かれた地として全国的に有名です。その他、長岡天満宮や光明寺、乙訓寺、柳谷観音楊谷寺などの寺社をはじめ、近世の主要幹線であった西国街道など、歴史文化資産が多数あります。長岡天満宮八条ヶ池のキリシマツツジや光明寺のモミジ、柳谷観音楊谷寺のアジサイなどが境内地を彩っており、見頃には多くの市民や観光客が訪れるなど、観光名所にもなっています。勝龍寺城は、細川ガラシャが一時期を過ごしたとされており、1992(平成4)年度に公園として整備され、毎年開催されている「長岡京ガラシャ祭」の会場としても活用されています。



恵解山古墳公園



勝龍寺城公園



柳谷観音楊谷寺



光明寺

6. 人口

本市の人口は、1972(昭和47)年10月1日に市制が施行された当初56,867人であり、その後減少する時期もありましたが、現在は微増傾向にあります。総人口のうち、65歳以上の高齢者が占める割合を示す指標である高齢化率は、継続して増加し、2010(平成22)年に21%を超え超高齢社会になり、2015(平成27)年には25%を超えました。2020(令和2)年には総人口80,608人、65歳以上人口比率が27%を超え、超高齢社会となっています。現在、本市の人口は増えていますが、将来の人口を社会保障・人口問題研究所のモデルで推計すると、今後、人口は減少し、2050(令和32)年には69,744人と約15%減少し、高齢化率は約35%に達すると予測されています。

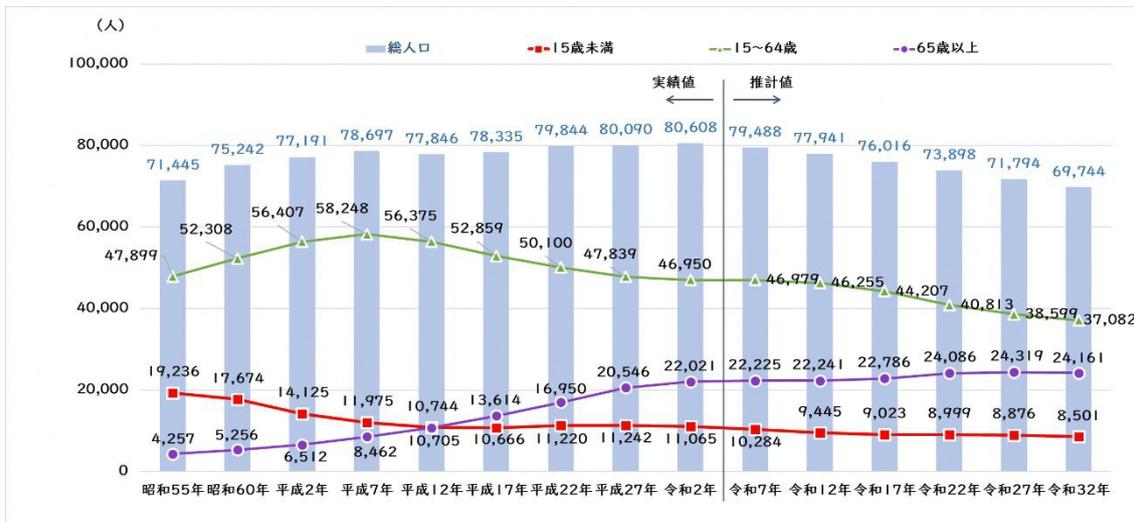


図1-1-10 人口の推移/将来人口の推計

資料:国勢調査より作成。総人口には年齢不詳を含む。

国立社会保障・人口問題研究所(「日本の地域別将来推計人口」2023(令和5)年推計)より作成。総人口には年齢不詳を含まない。

7. 産業・農業

本市には、国道171号沿道を中心に、工業関連の事業所施設が立地しています。事業所数は、2020(令和2)年に77箇所、2021(令和3)年には99箇所、2022(令和4)年には100箇所と増加しています。また、従業者数と製造品出荷額等は、2020(令和2)年に減少し、2021(令和3)年、2022(令和4)年と増加しています。



図1-1-11 事業所数・従業者数等の推移

資料:工業統計より作成

農業については、ナスや花菜を乙訓の特産野菜として都市農業経営が展開されていますが、農業従業者の高齢化が進み、農家数が減少しています。それに伴い、耕作地面積が減少

しています。2022(令和4)年度には、本市の生産緑地のほとんどが指定から30年を経過したこともあり、後継者のいない農地を中心にさらに減少が続くことが考えられます。

また、イノシシ、シカ等有害鳥獣による被害が増えており、2022(令和4)年度には被害面積212a、被害金額11,948千円に及んでいます。猟友会の捕獲活動への支援や防護柵維持管理体制の強化などの取組が行われています。



図1-1-12 総農家数と農業従事者の平均年齢の推移

資料:農業センサスより作成

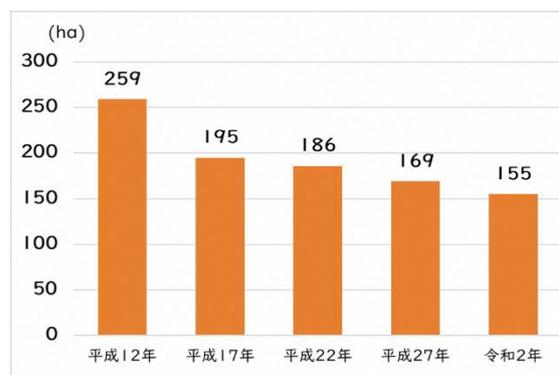


図1-1-13 経営耕作地総面積の推移

資料:農業センサスより作成

8. 都市計画

本市は、市域全域が都市計画区域※(約1,917ha)に指定されています。都市計画区域とは、自然的及び社会的条件などを勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として、都道府県知事が指定するものです。

都市計画区域のうち、「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」を市街化区域※に、「市街化を抑制すべき区域」を市街化調整区域※に定めるものとされており、本市では都市化されている東側を市街化区域(約958ha)に、西山などの自然環境の残る西側を市街化調整区域(約959ha)に指定されています。

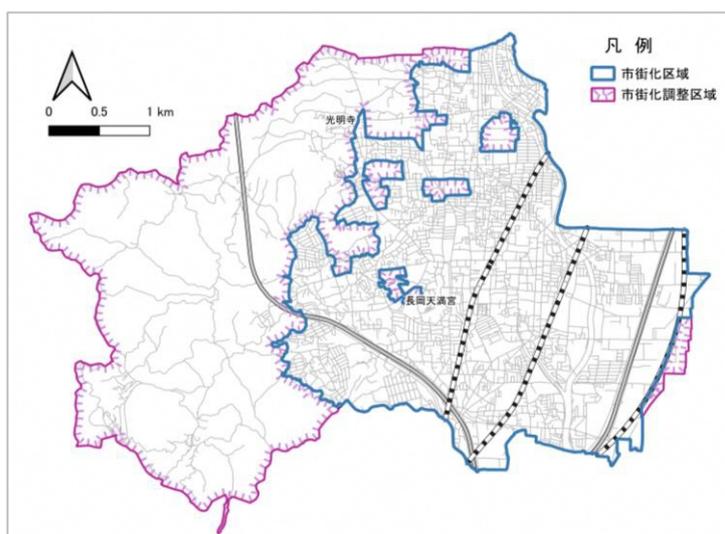


図1-1-14 市街化区域と市街化調整区域

11. 景観

本市の代表的な景観には、西山や竹林、長岡天満宮や光明寺などの社寺林、小畑川や小泉川などの河川などがあります。これらの景観の要素が関わり合いながら、全体として「長岡京らしい」景観を形成しています。市街地の背景に西山を望む地形は、本市の景観の大きな特徴となっており、その自然の四季による変化は市民に季節感を与えています。本市の中心部に位置する長岡天満宮とその周辺の八条ヶ池や桜並木、周辺の西山と一体となった緑豊かな住宅地などの景観は、隣接する中心市街地にうるおいと風格を与えています。西山の山麓にたたずむ光明寺とその社寺林は、周辺の落ち着いた住宅地とともに、本市の緑と文化を象徴する景観となっています。竹林や田畑は、農林業などの生業と結びついた緑の景観であり、季節の移ろいや安心感、なつかしさを市民に感じさせています。小畑川や小泉川などの河川では、豊かな自然と水辺のうるおいを身近に感じることができ、また、西山の稜線などへの視点場としても重要であり、市民が地域の景観に親しむことのできる重要な場所です。JR長岡京駅や阪急長岡天神駅、阪急西山天王山駅はまちの拠点であり、天神通りや文化センター通り、アゼリア通りは市民の暮らしと関わりの深い主要道路として、本市の都市景観を形成しています。また、西国街道沿道や勝竜寺周辺の市街地には、古い家屋や城跡、石畳の道があり、長岡京らしい歴史や文化を感じることもできる地区となっています。



図1-1-17 長岡京らしさを形作る代表的な景観

出典：長岡京市景観計画(2018(平成30)年12月改定)



12. 災害リスク等

本市の災害リスク等の状況は、図に示すとおりです。本市域には、小畑川や小泉川などの河川が流れており、洪水のリスクがあります。また、西山の山麓付近には、土砂災害警戒区域等があり、大雨等による土砂崩れなどのリスクが高くなっています。また、南海トラフ地震が発生すると、本市では最大で震度6強の揺れが予想されています。一時避難場所として、長岡公園や西山公園などが指定されています。

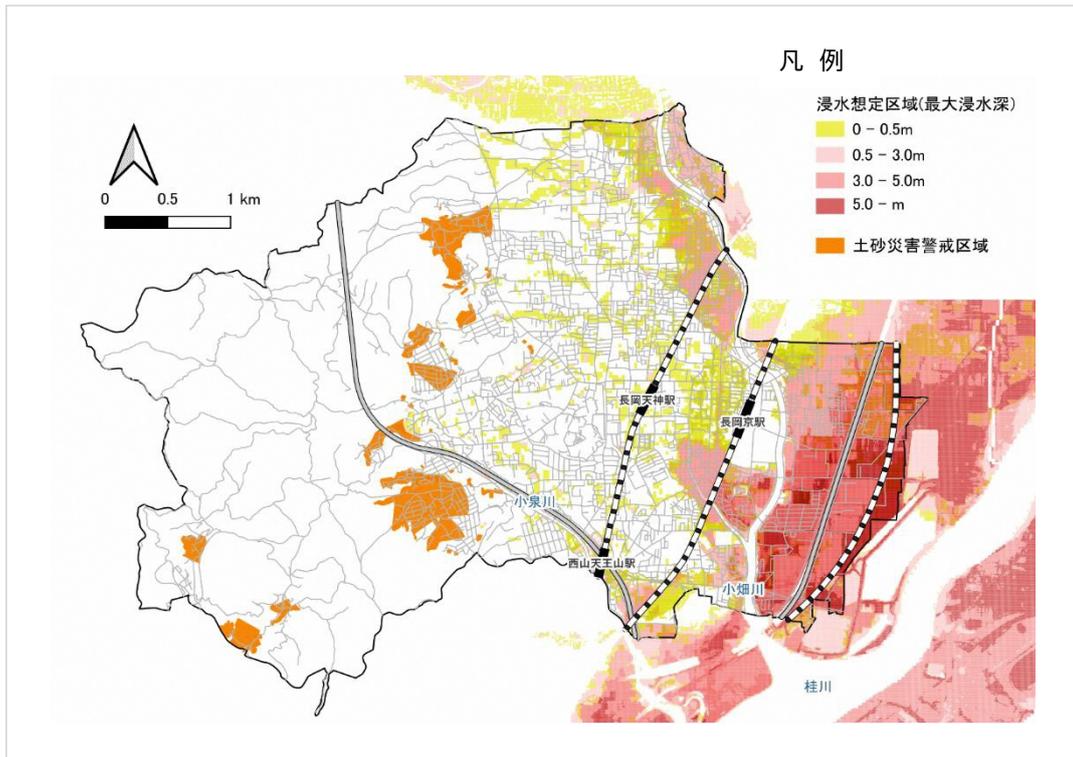


図1-1-18 浸水想定区域・土砂災害警戒区域

表1-1-4 一時避難場所

一時避難場所	
地震や火災発生後、一時的に避難するための場所です。下記の場所のほか、指定緊急避難場所又は指定一般避難場所である学校も、一時避難場所を兼ねています。	
名称	所在地
長岡公園	天神2丁目
川原公園	今里川原
新田公園	長岡1丁目
野添公園	一文橋2丁目
中開田公園	長岡1丁目
八ノ坪公園	長岡3丁目
今里大塚古墳公園	天神5丁目
光明寺	粟生西条内26-1
神足公園	東神足2丁目
三菱電機(株)グラウンド	馬場園所1
長岡天満宮	天神2丁目
西山公園	長法寺
勝庵寺城公園	勝庵寺13-1
西代里山公園	奥海印寺西代
調子馬ノ池公園	調子2丁目
下海印寺西条公園	下海印寺西条
こがねが丘ホテル公園	高台1丁目



西山公園(防災四阿※)

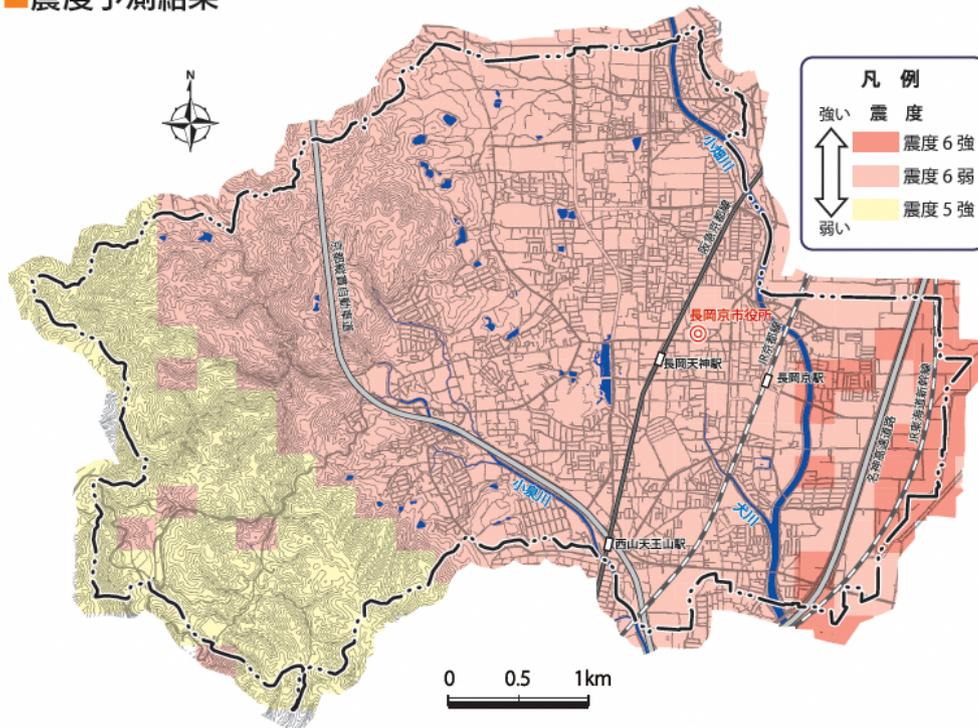
出典:長岡京市防災ハザードマップ※(2025(令和7)年3月)

地震ハザードマップ

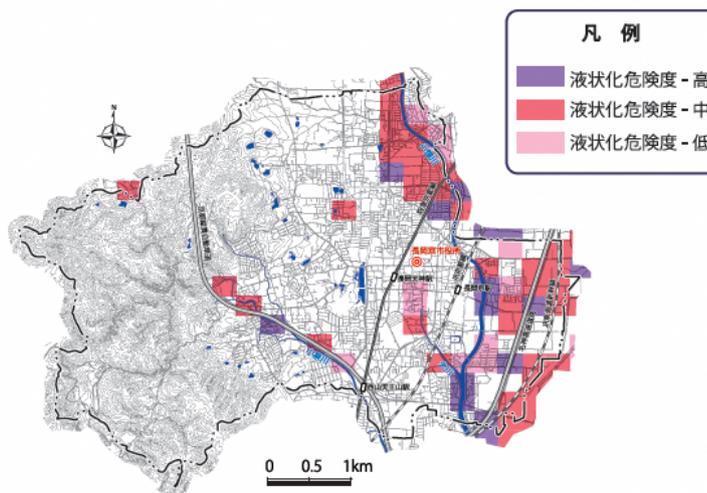
▶ 南海トラフ地震

南海トラフ地震が発生すると、長岡京市では最大で震度6強の揺れが予想されています。それ以上の強い揺れが数分間つづく可能性もあります。

■ 震度予測結果



■ 液状化危険度



出典：京都府地震被害想定調査（平成26年）

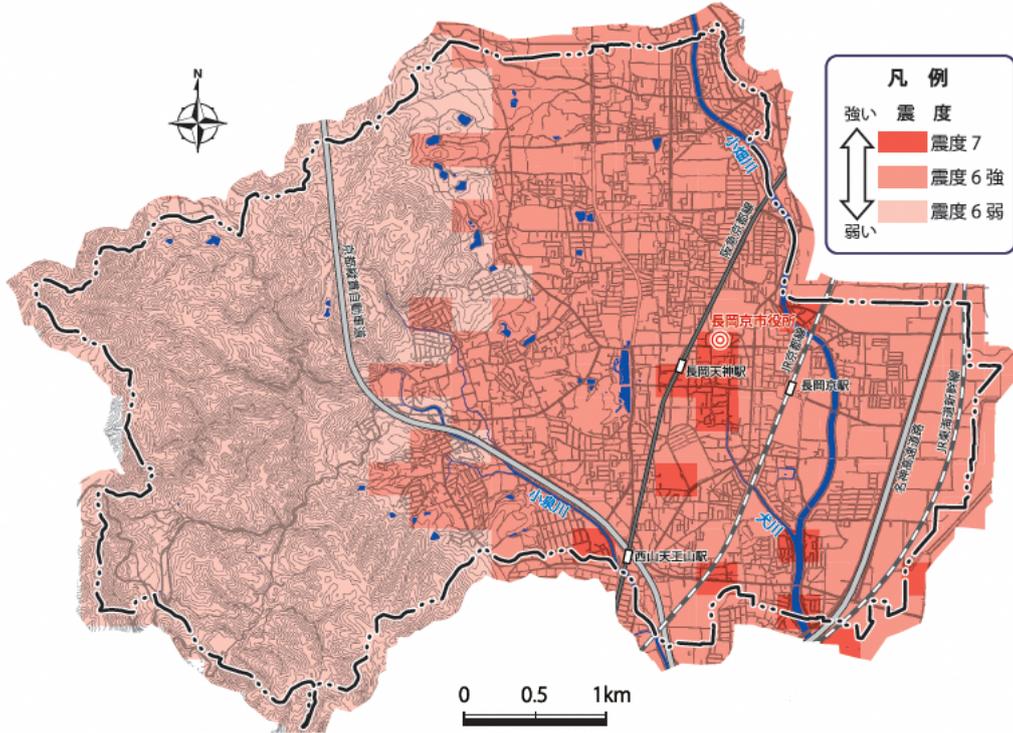
図1-1-19 地震ハザードマップ※

出典：長岡京市防災ハザードマップ(2025(令和7)年3月)

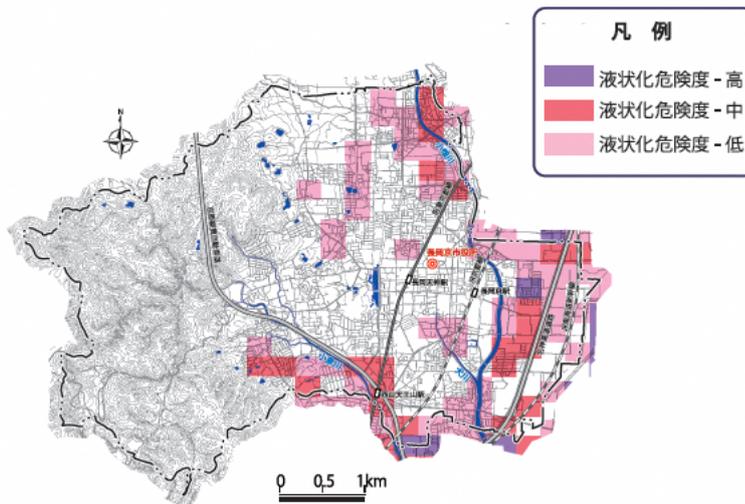
有馬一高槻断層地震

有馬一高槻断層地震が発生すると、長岡京市では最大震度7の揺れが予想されています。市に最も被害を及ぼす可能性がある地震です。平成30年（2018年）6月に発生した大阪北部を震源とする地震では、本市で震度5強を観測しました。

震度予測結果



液状化危険度



出典：京都市地震被害想定調査（平成20年）

図1-1-20 地震ハザードマップ※

出典：長岡京市防災ハザードマップ(2025(令和7)年3月)

第2節 社会情勢の変化等

本計画の策定にあたり、以下の社会情勢の変化を参考としました。

1. 脱炭素社会[※]の実現

世界的に気候変動が進行していると言われており、気温の上昇や豪雨災害の発生等により、環境に対する意識が世界的に高まっています。そうした状況において、将来にわたって豊かな環境を次世代に引き継ぐ必要があります。そこで、本市では「2050(令和32)年までに二酸化炭素実質排出量ゼロ」を目指し、2022(令和4)年4月に「2050年ゼロカーボンシティ[※]」を宣言しました。市民・事業者・行政が一体となって脱炭素社会の推進と気候変動への適応の課題について果敢に取り組むことが重要です。



出典：長岡京市ホームページ

2. 自然との共生「30by30(サーティ・バイ・サーティ)目標」

「30by30 目標」とは、2030(令和12)年までに陸と海のそれぞれ30%以上を健全な生態系として、効果的に保全しようとする目標です。2022(令和4)年12月に、生物多様性[※]条約第15回締約国会議(COP15)の「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に記載されました。この目標を達成するためには保護地域の新規指定・拡張を進めていくとともに、民間企業の所有林や里山、社寺林などの民間によって保全されてきた保護地域以外において、生物多様性保全に貢献している場所(OECM:Other Effective area-based Conservation Measures)を維持保全し、加えて、管理放棄地などにおける生物多様性の回復や、開発跡地などにおける生物多様性を創出する活動を促進する必要があります。

自然共生サイト[※]

ネイチャーポジティブ[※]の実現に向けた取組の一つとして、環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を2023(令和5)年度から開始しました。2025(令和7)年4月から、自然共生サイトを法制化した新法・地域生物多様性増進法[※]が施行されました。



出典：環境省ホームページ

3. グリーンインフラ※の推進

国土交通省では、「自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性※の損失を止め、反転させる」というネイチャーポジティブ※などの世界的潮流を踏まえ、官民が連携し、グリーンインフラをあらゆる分野・場面で実装(ビルトイン)することを目指し、新たに「グリーンインフラ推進戦略2023」(国土交通省総合政策局環境政策課)を2023(令和5)年9月8日に策定しています。ネイチャーポジティブとは「自然再興」を指します。国内では、令和5年3月に閣議決定した生物多様性国家戦略2023-2030において、2030(令和12)年までにネイチャーポジティブを達成するという目標が掲げられています。グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組のことです。



出典: グリーンインフラ大賞優秀賞受賞事例(第1回防災・減災部門)など

4. 「緑の基本方針」の策定について

「緑の基本方針」は、都市緑地法※第3条の2第1項の規定に基づき、都市における緑地の保全等の取組を国家的な観点からより一層推進するため、国土交通大臣が、緑地の保全及び緑化の推進の意義及び目標に関する事項、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な事項、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針等を定めるものです。

緑の基本方針の概要		国土交通省					
意義	気候変動対策	生物多様性の確保	Well-beingの向上	都市のレジリエンスの向上	歴史や文化の形成、景観の創出・維持、環境教育・生涯学習の場としての活用	都市におけるESG投資の促進	ESG投資の拡大、気候関連・自然関連情報開示への対応
全体目標	将来的な都市のあるべき姿 「人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-beingが実感できる緑豊かな都市」 国全体として都市計画区域を有する都市の緑地を郊外部も含め確保・創出し、そのうち市街地については緑被率が3割以上となることを目指すとともに、都道府県が定める全ての「緑の広域計画」及び市町村が定める全ての「緑の基本計画」において、以下の3つの都市の実現に向けた取組及び関連する指標等を位置づけることを促す						
個別目標	環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市 CO ₂ の吸収源としての役割を担う緑地の保全・整備・管理及び緑化の総合的な取組を推進することにより、カーボンニュートラルの実現に貢献	人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市 緑地の確保を進めるとともに、適切な樹林更新等による緑地の質の向上を図り、緑地を生態系ネットワークとして有機的に結びつけることで、広域レベルでの緑地の量的拡大・質的向上を推進する	Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市 地域の実情に応じた緑地の質・量の確保を図り、精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上等のグリーンインフラとしての多様な機能を発揮させていく				
推進の視点	多様な主体の連携、各主体の役割分担 国、都道府県、市町村、都市緑化支援機構、教育・研究機関、民間企業・事業者等、NPO法人等、都市の住民の各役割に応じた連携、分担等		多様な資金、体制等の確保 民間からの投資、寄附金の受入れと多様な資金の確保、官民連携などによる体制の確保等や、これらを支える仕組みが必要				
実施のための施策	より質を重視した保全・活用を実施するとともに、生物多様性の確保、景観・歴史文化の形成等にも考慮し、樹木の更新等を計画的に実施 緑地の広域的・有機的なネットワーク形成 気候変動対策、生物多様性の確保、Well-beingの向上に向け、グリーンインフラとしての多様な機能を一層発揮するため、各主体が連携し広域的な緑地のネットワークを形成						
	都道府県の「緑の広域計画」、市町村の「緑の基本計画」の策定促進 行政による系統性の担保された公的な緑地の確保の推進 ・特別緑地保全地区の拡大・質の向上(機能維持増進事業等)への支援 ・都市公園等の公的空間における緑地の確保・緑化の推進 ・地方公共団体に対する技術的支援 民間による緑地の保全・創出の促進 ・民間緑地への民間投資を促進する環境整備 ・民間における更なる緑地の創出に向けた各制度の活用等の促進 ・都市農地の保全に向けた各制度の活用等の促進	価値観の醸成、多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発、環境教育の推進 「緑の広域計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・一つの市町村を超えた広域的な視点から、広域計画を策定 ・都道府県における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ機動的に当該措置を実施(都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地区等の制度の活用等)	市町村 「緑の基本計画」の策定と計画に基づく各取組の実施 ・地域の実情をより把握している基礎自治体として、基本計画を策定 ・市町村における緑地の保全及び緑化の推進に関する措置を総合的に示し、計画的かつ機動的に当該措置を実施(都市公園の整備・管理、特別緑地保全地区や緑地保全地区、生産緑地地区、緑化地域等の制度の活用等)	コンバクト・プロム・ネットワーク等のまちづくりの取組との連携			まちづくりDXとの連携等

出典: 国土交通省ホームページ

5. みどりに関する法律の改正等

本計画の策定にあたり、2017(平成29)年と2024(令和6)年に改正された都市緑地法※、都市公園法※等のみどりに関する法律を踏まえ、みどりに関する様々な取組を推進していく必要があります。

【都市緑地法】

・2017(平成29)年の改正概要

緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)※制度の拡充、市民緑地認定制度※の創設、緑化地域制度※の改正、緑地の定義への農地の明記、緑の基本計画の記載事項の追加、国主導による戦略的な都市緑地の確保、緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設、民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設

・2024(令和6)年の改正概要

国主導による戦略的な都市緑地の確保、貴重な都市緑地の積極的な保全・更新、緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み、優良緑地確保計画認定(TSUNAG 認定)※

●市民緑地認定制度の創設

- ✓ 民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置、管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度が創設されました。

2. 市民緑地認定制度の創設

国土交通省 ※本制度の創設に伴い、緑化施設整備計画認定制度は廃止 平成29年6月施行

趣旨
 ○都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
 ○財政面の制約等から、地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
 ○市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。

市民緑地認定制度の創設

制度のフロー
 1. 設置管理計画の作成
 2. 設置管理計画の申請
 3. 認定
 4. 設置管理計画の実施

対象区域
 ○対象区域 緑化地域又は緑化重点地域内、民間主体、NPO法人、住民団体、企業等

認定基準
 ○都市部地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
 ○面積 300㎡以上
 ○緑化率 20%以上
 ○設置管理期間 5年以上

支援措置
 ○みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償買付又は自己保有に要するに係る認定費用・都市計画税の軽減) [3年額・原則1/3軽減(2/3は完全で認定)] ※平成31年3月31日までの期間適用
 ○みどり法人が設置管理する認定市民緑地における緑地・オープンスペースの施設整備に対する補助 (1/3負担) 【社交金、市民緑地等整備事業の認定】

出典 国土交通省「都市緑地法改正のポイント」

●緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

- ✓ 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設、都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度が創設されました。

●優良緑地確保計画認定(TSUNAG 認定)

- ✓ 国土交通省は「まちづくりGX」の一環として、2024(令和6)年5月に成立した「都市緑地法等の一部を改正する法律」に基づき、大臣が認定する「優良緑地確保計画認定制度(TSUNAG)」を創設しました。本制度は民間事業者等による[1]気候変動への対応、[2]生物多様性※の確保、[3]Well-being※の向上などに貢献する良質な緑地の確保の取組を評価・認定するものです。

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

国土交通省

① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設(都市緑地法・都市開発資金法)

背景・必要性
 ○都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠である一方、民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的という課題。
 ○市場において緑地確保の取組が進むよう民間投資を誘導し、また融資を受けやすい環境にするには、良質な緑地確保の取組の価値が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要。
 ○また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度(Well-being)の向上等の課題解決に向けてより効果的な取組を推進するため、国が一定の指針を示す必要。

概要
 ○緑地確保の取組を行う民間事業者等が請うべき措置に関する指針を国が策定。
 ○民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定する制度を創設。
 ○認定の審査に当たっては、国の登録を受けた機関(登録調査機関)が代行。
 ○上記認定を受けた取組について、都市開発資金の貸付けにより支援。 <予算>

認定の対象となる取組のイメージ
 ●高層階等と併せて、新たに良質な緑地を創出する事業
 ●既存緑地の質の維持・向上に資する事業
 ●緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

認定に当たっての評価の視点のイメージ
 ●気候変動対応に貢献
 ●生物多様性の確保
 ●良質な緑地の確保
 ●民間企業等が、保有する緑地を再評価し、その価値や自然環境等がより良質な緑地を確保

出典 国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律について」

【都市公園法※】

都市公園法については、近年の社会情勢の変化やこれまでの公園緑地行政の変遷より、緑の「量的」整備(創出・保全)を進めるステージから、緑の「質的」整備(活用・維持管理)を進めるステージに移行する必要があることから、都市公園※の再生や活性化を推進するため改正されました。

・2017(平成29)年の改正概要

公募設置管理制度(Park-PFI)※の創設、PFI事業の設置管理許可期間の延伸、保育所等の占有物件への追加(特区特例の全国措置化)、公園の活性化に関する協議会の設置、都市公園の維持基準の法令化

●公募設置管理制度(Park-PFI)

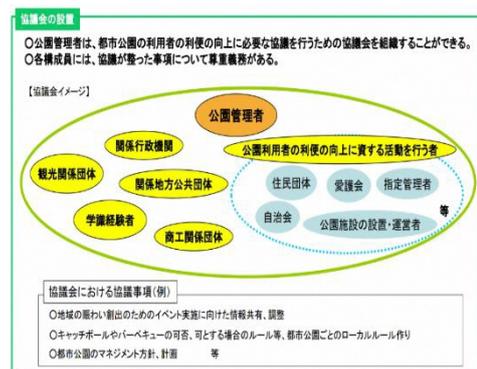
- ✓ 都市公園においては、公園施設の老朽化が進行し、その魅力を十分発揮できていない都市公園も散見されています。人口減少が進み、地方公共団体の財政制約等も深刻化する中で、公園施設を適切に更新し、都市公園の質を向上させることが重要です。
- ✓ このような中、2017(平成29)年に都市公園法が改正され、飲食店、売店等の公園利用者の利便性の向上につながる公園施設の設置と、この施設の収益を活用して、園路や広場等の整備、改修等を一体的に行う者を、公募選定する「公募設置管理制度」(Park-PFIという。)が創設されました。
- ✓ 本制度の活用によって、本市の都市公園に、民間活力を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上、公園利用者の利便の向上を図ることが期待されます。



出典：国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」

●公園の活性化に関する協議会の設置

- ✓ 公園利用の地域におけるルール調整などに対応するために、公園管理者と地域の関係者が情報交換を行い、協議しながら、地域の公園の実態に合った利活用のルールなどを取り決めて、実行していくための協議会を組織する制度が創設されました。協議会は、公園管理者や学識経験者、商工関係団体、地域住民などによって構成され、協議が整った事項について、構成員はその結果の尊重義務があります。
- ✓ 協議会を組織化し、例えば、公園で禁止されていたバーベキューやボール遊び、イベント利用などについて、一定のルールを定めることによって、可能とするルールづくりを行うなど、公園の活性化につながる仕組みをつくりやすくなります。



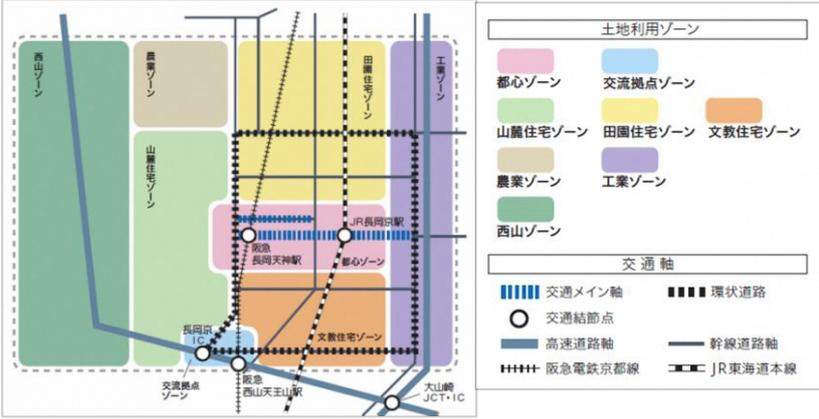
出典：国土交通省「都市公園法改正のポイント」

【長岡京市条例等(みどりに関連する主なもの)】

- ・長岡京市都市公園条例 / ・長岡京市まちづくり条例 / ・長岡京市公園・緑地整備基金条例※ /
- ・「いつでもだれでもみんなが憩い楽しめる公園づくり」整備指針

6. 上位計画

【長岡京市第4次総合計画】

計画期間	2016(平成28)年度～2030(令和12)年度																		
将来像・まちづくりの目標	「住みたい 住みつけたい 悠久の都 長岡京」																		
(1)ひととまちの姿 (15年後に目指す姿)	<p>「うるおい・環境 ～緑と水と歴史を継いで～」 この地に暮らした先人の心が確かに引き継がれ、うるおいに満ちた暮らしがあり、他に秀でる良質の住み心地が醸されている。</p> <p>「にぎわい・交流 ～まちの魅力を最大に～」 まちなかがにぎわい、巡りたい・歩きたいまち長岡京を舞台に、人・もの・文化の交流、産業の活力が導かれている。</p> <p>「あんしん・安全 ～支えあう市民生活へ～」 いのち・尊厳・健康・財産が守られ、コミュニティの働きのもとで強まる自治の機能と市民間の支えあいが、暮らしの安心をつくっている。</p>																		
(2)人口フレーム (2030(平成42)年において8万人の市民がゆとりを持って暮らせるまち)	今後も魅力あるまちづくりを進め、交流人口の増加や定住志向の高まりを促すよう、市民生活の安定を守りながら、人口構成のバランスの確保に努めていくこととします。																		
(3)土地利用構想	<p>本市の土地利用は、西山山麓から東へなだらかに広がる斜面と平地という地理的な特性に従って、いくつかの特徴的な地域に分けることができます。そうした特性に即して、次の8つのゾーンを設定し、各地域の土地利用の目標を明らかにします。</p>  <p>土地利用ゾーン</p> <ul style="list-style-type: none"> 都心ゾーン 山麓住宅ゾーン 農業ゾーン 西山ゾーン 交流拠点ゾーン 田園住宅ゾーン 工業ゾーン 文教住宅ゾーン <p>交通軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通メイン軸 交通結節点 高速道路軸 阪急電鉄京都線 環状道路 幹線道路軸 JR東海道本線 																		
施策(みどりに関連する主な項目)	<p>環境共生 「西山の整備」や、都市環境 「良好な景観の保全」など</p> <table border="1" data-bbox="571 1532 1378 1899"> <thead> <tr> <th colspan="2">みどり</th> <th>施策</th> <th>施策の重点方針(主な内容)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> 環境共生 5年後の目標 市民・企業等との協働のもとで環境共生のまちが生まれ、西山の森林の美しさと生物多様性が保たれている。 </td> <td rowspan="2">  </td> <td>西山の整備</td> <td> ◎市民、企業、森林所有者、行政などが一体となった森林整備方針策定と保全活動の推進 ◎西山森林整備構想に基づく計画的な森林整備 ◎木竹材の利活用の検討 </td> </tr> <tr> <td>地域環境力の向上</td> <td> ◎企業、学校、諸団体と連携した啓発の促進 ◎一人ひとりが配慮行動を実践できる学習機会の提供 </td> </tr> <tr> <td rowspan="3"> 都市環境 5年後の目標 西山から農地・住宅地につながる緑の流れなど、魅力的な都市の景観が協働のもとで生まれ、守られている。 </td> <td rowspan="3">  </td> <td>良好な景観の保全</td> <td> ◎景観計画の基準に沿ったまちなみの誘導 ◎無電柱化事業の推進 </td> </tr> <tr> <td>都市緑化と水辺環境整備</td> <td> ◎西山公園の整備推進 ◎老朽化した公園の効率的な維持管理や計画的な更新 ◎キッチンカー等の公園利活用の推進 ◎市民ぐるみでの緑化活動の促進 </td> </tr> <tr> <td>生活環境の保全</td> <td>◎生活環境の各種指標やデータの測定</td> </tr> </tbody> </table>	みどり		施策	施策の重点方針(主な内容)	環境共生 5年後の目標 市民・企業等との協働のもとで環境共生のまちが生まれ、西山の森林の美しさと生物多様性が保たれている。		西山の整備	◎市民、企業、森林所有者、行政などが一体となった森林整備方針策定と保全活動の推進 ◎西山森林整備構想に基づく計画的な森林整備 ◎木竹材の利活用の検討	地域環境力の向上	◎企業、学校、諸団体と連携した啓発の促進 ◎一人ひとりが配慮行動を実践できる学習機会の提供	都市環境 5年後の目標 西山から農地・住宅地につながる緑の流れなど、魅力的な都市の景観が協働のもとで生まれ、守られている。		良好な景観の保全	◎景観計画の基準に沿ったまちなみの誘導 ◎無電柱化事業の推進	都市緑化と水辺環境整備	◎西山公園の整備推進 ◎老朽化した公園の効率的な維持管理や計画的な更新 ◎キッチンカー等の公園利活用の推進 ◎市民ぐるみでの緑化活動の促進	生活環境の保全	◎生活環境の各種指標やデータの測定
みどり		施策	施策の重点方針(主な内容)																
環境共生 5年後の目標 市民・企業等との協働のもとで環境共生のまちが生まれ、西山の森林の美しさと生物多様性が保たれている。		西山の整備	◎市民、企業、森林所有者、行政などが一体となった森林整備方針策定と保全活動の推進 ◎西山森林整備構想に基づく計画的な森林整備 ◎木竹材の利活用の検討																
		地域環境力の向上	◎企業、学校、諸団体と連携した啓発の促進 ◎一人ひとりが配慮行動を実践できる学習機会の提供																
都市環境 5年後の目標 西山から農地・住宅地につながる緑の流れなど、魅力的な都市の景観が協働のもとで生まれ、守られている。		良好な景観の保全	◎景観計画の基準に沿ったまちなみの誘導 ◎無電柱化事業の推進																
		都市緑化と水辺環境整備	◎西山公園の整備推進 ◎老朽化した公園の効率的な維持管理や計画的な更新 ◎キッチンカー等の公園利活用の推進 ◎市民ぐるみでの緑化活動の促進																
		生活環境の保全	◎生活環境の各種指標やデータの測定																

【第二期長岡京市都市計画マスタープラン※】

<p>計画期間</p>	<p>2016(平成28)年度～2030(令和12)年度</p>
<p>都市づくりの理念・方針</p>	<p>『～訪れたい、住みたい、住み続けたい～ みどり・歴史・ひとの織りなすにぎわいと うるおいの長岡京』 ・みどりと歴史を活かした魅力づくり ・地域特性に応じた交流とにぎわいづくり ・ひとや環境にやさしく安全で安心な空間づくり ・市民が文化やコミュニティを育む環境づくり</p>
<p>みどりの都市環境づくりの方針</p>	<p>西山のみどりを背景とし、山麓緑地帯、そこから張り出す丘陵地(光明寺一帯、八条ヶ池周辺)からなる緑地帯と小泉川一帯の緑地帯、さらにそれらが東部の小畑川の緑地帯とつながり、環状の緑地帯を形成します。これらの緑地帯に含まれる水辺空間や農地、樹林地については適切な保全を図り、みどりの拠点形成を推進します。また、みどりの保全とともに、環境学習や環境に配慮した住まいづくりなど、環境にやさしいまちづくりを推進します。</p> <p>(1) みどりの財産の次世代への継承 (2) 長岡京らしいみどりの保全・育成 (3) 身近なみどりづくりとネットワークづくり (4) 市民・事業者・行政の協働によるみどりの輪づくり (5) 環境にやさしいまちづくりの推進</p>
<p>みどりの都市環境づくりの方針図</p>	<p>みどりの都市環境づくりの方針図</p> <p> 総合公園・地区公園・近隣公園 街区公園(都市計画公園) 主な小公園 主なレクリエーション拠点 主な歴史資源 緑化重点地区 水辺のネットワーク 西山の歩道 自然環境の保全 主要道路のみどりのネットワーク 歴史や田園などに親しむネットワーク </p>

第3節 長岡京市のみどりの現況

1. 緑地の分類

緑地とは、樹林地、草地、水辺地など、良好な自然的環境を形成している土地のことであり、施設緑地と地域制緑地に分類されます。

まず、施設緑地とは、公園や緑地、広場など、市民等が施設を利用することを目的とした緑地であり、主に都市公園※があります。都市公園とは、都市公園法※に基づき、地方公共団体が設置した公園のことです。都市公園のほかには、公共施設緑地(公園・緑地に準じた機能があり、行政が管理する緑地)や、民間事業者等が管理する民間施設緑地があります。

次に、地域制緑地とは、法や協定、条例等による規制によって、一定の区域のみどりが保全される緑地のことであり、近郊緑地保全区域※や風致地区※などがあります。

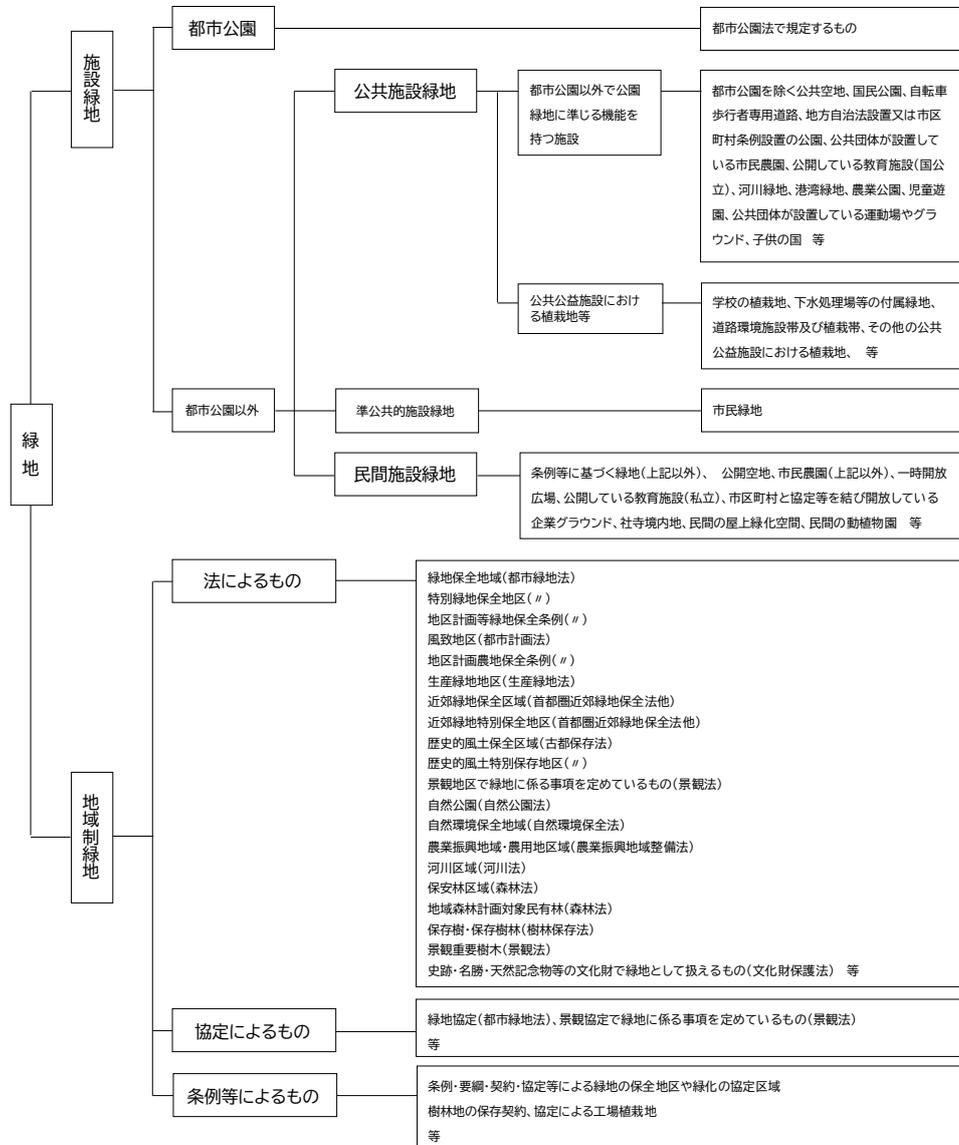


図1-3-1 緑地の分類

出典:「緑の基本計画ハンドブック(令和3年改訂版)」

2. 緑地の現況

本市の2025(令和7)年4月現在における緑地の現況は、下表に示すとおりです。施設緑地の面積が約102ha、地域制緑地の面積が約1,027ha となっています。施設緑地と地域制緑地の重複を除いた緑地面積の合計は約1,074haです。

表1-3-1 緑地の現況(2025(令和7)年4月現在)

分類	種別	箇所数	面積(ha)	備考		
施設緑地	都市公園	総合公園	1	5.05	西山公園	
		地区公園	1	3.96	長岡公園	
		近隣公園	3	5.23	勝竜寺城公園、恵解山古墳公園、西代里山公園	
		街区公園	258	11.34	神足公園など	
		広場公園	1	0.23	パンビオ広場公園	
		都市緑地・緑地	16	0.30		
		緑道	10	0.75		
			290	26.86		
	公共・公益施設緑地	市条例設置公園	16	0.61	長岡天神駅東口広場等	
		社寺用地公園等	12	0.61	見場走り1号公園、春日神社公園等	
		シルバー農園	4	0.37	長岡園、井ノ内園等	
		河川区域	3	37.00	小畑川、小泉川、犬川	
		公営グラウンド	1	2.09	長岡京市スポーツセンター	
		小学校・中学校グラウンド(公立)	14	13.93	神足小学校など	
		高等学校グラウンド(公立)	2	3.81	乙訓高等学校、西乙訓高等学校	
			52	58.43		
	民間施設緑地	社寺境内地	14	17.16	長岡天満宮など	
		地区計画による緑地	2	0.48	開田1丁目地区、天神2丁目地区	
			16	17.64		
			重複	0.00		
			重複を除いた合計	102.92		
	地域制緑地	都市計画法	西国風致地区(長岡天神)	1	33.0	
			西国風致地区(光明寺)	1	36.0	
			生産緑地地区	175	47.95	生産緑地法
		景観法	景観重要樹木	1	-	長岡天満宮八条ヶ池キリシマツツジ
			その他			
			京都近郊緑地保全区域	1	715.0	近畿圏整備法
			保安林区域	1	3.0	森林法
			農業振興地域・農用地区域	1	65.9	農業振興地域の整備に関する法律
		地域森林計画対象民有林	1	778.5	森林法	
		河川区域	3	37.0	河川法	
		保存樹木	15	-		
		文化財で緑地として扱えるもの				
		恵解山古墳	1	1.94	文化財保護法 国指定史跡	
		井ノ内稲荷塚古墳	1	0.2	文化財保護法 長岡京市指定史跡	
		柳谷観音楊谷寺	1	11.4	京都府指定文化財環境保全地区	
				1,729.89		
			重複	702.87		
		重複を除いた合計	1,027.02			
		施設緑地と地域制緑地の重複	55.63			
		施設緑地と地域制緑地間の重複を除いた合計	1,074.31			

3. 施設緑地の現況

施設緑地は、都市公園※と公共施設緑地、民間施設緑地などに分類されます。このうち、都市公園については、本市の代表的な公園として、西山公園体育館やジャブジャブ池などを備えた西山公園をはじめ、長岡天満宮に隣接し、2025(令和7)年9月にリニューアルオープンした長岡公園、西山の自然環境に隣接した西代里山公園などがあります。公共施設緑地としては、小畑川や小泉川の河川敷や公立学校のグラウンドなどがあり、民間施設緑地では、長岡天満宮や光明寺、乙訓寺などの社寺境内地などがあります。



図1-3-2 主な施設緑地

4. 地域制緑地の現況

本市の地域制緑地には、西山の京都近郊緑地保全区域[※]、楊谷寺周辺の文化財環境保全地区、長岡天満宮や光明寺周辺の西国風致地区[※]などがあります。さらに、西山の森林は、地域森林計画[※]の対象民有林となっています。

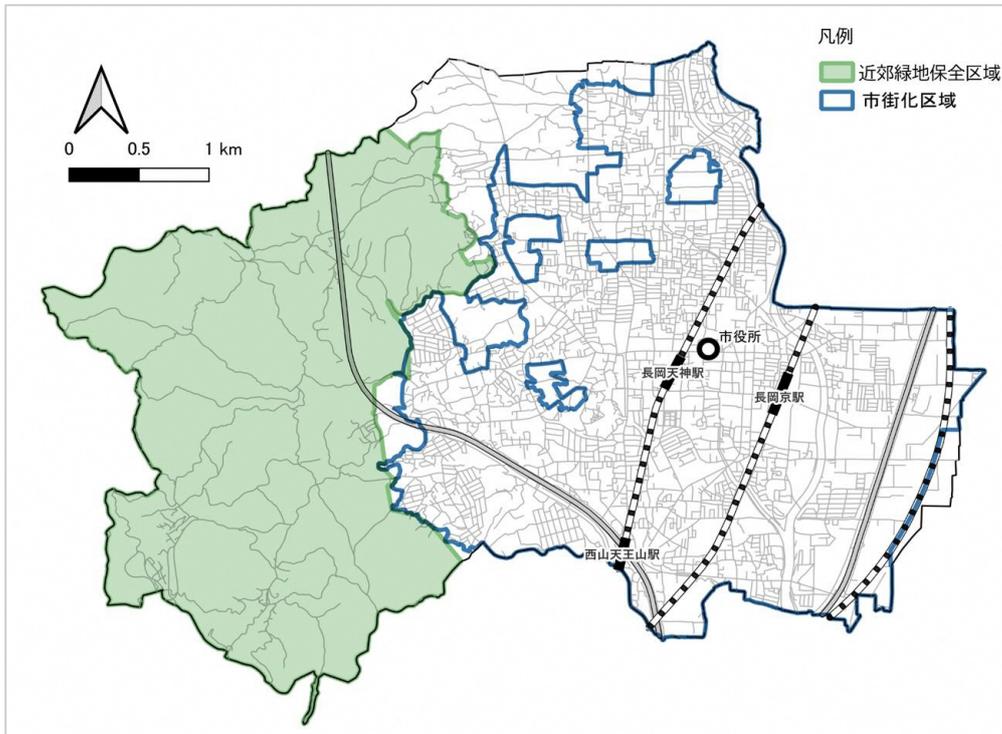


図1-3-3 地域制緑地(京都近郊緑地保全区域)

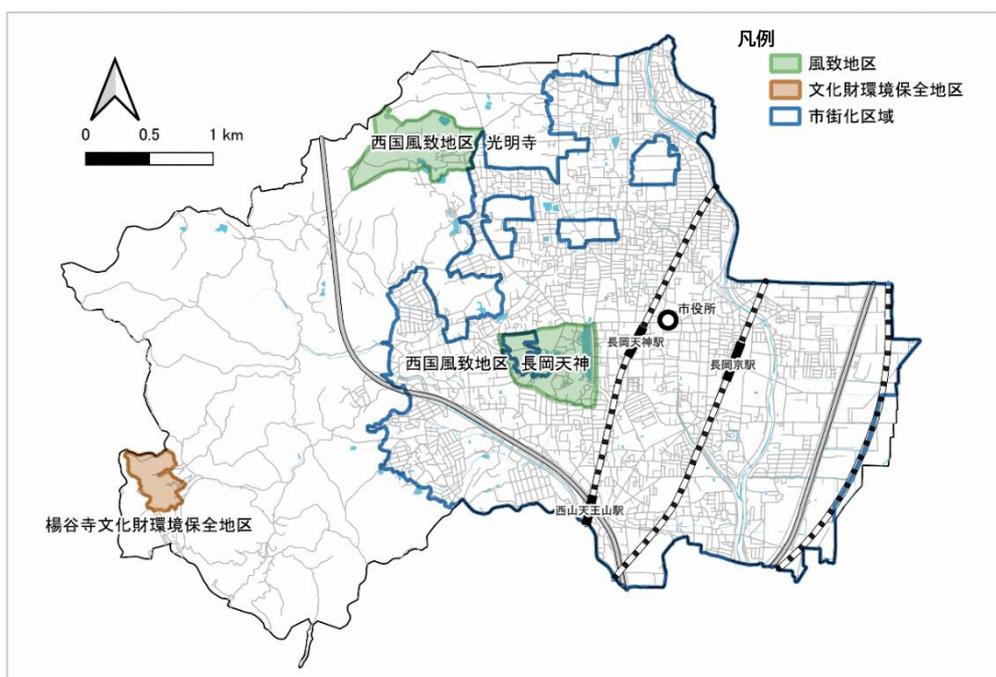


図1-3-4 地域制緑地(西国風致地区・文化財環境保全地区)

また、市街化区域[※]内には、生産緑地地区[※]に指定されている農地があり、市域北部の市街化調整区域[※]内の農地の一部は、農業振興地域・農用地区域[※]に指定されています。また、小畑川や小泉川などの河川区域も地域制緑地の一つとなります。

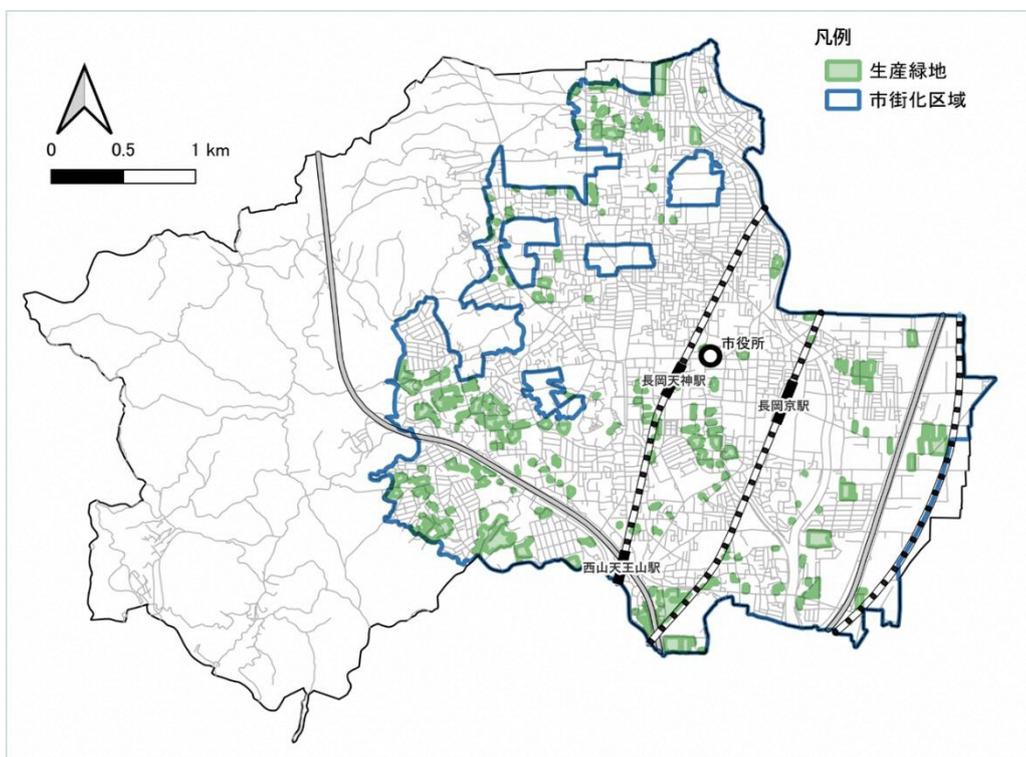


図1-3-5 地域制緑地(生産緑地地区)

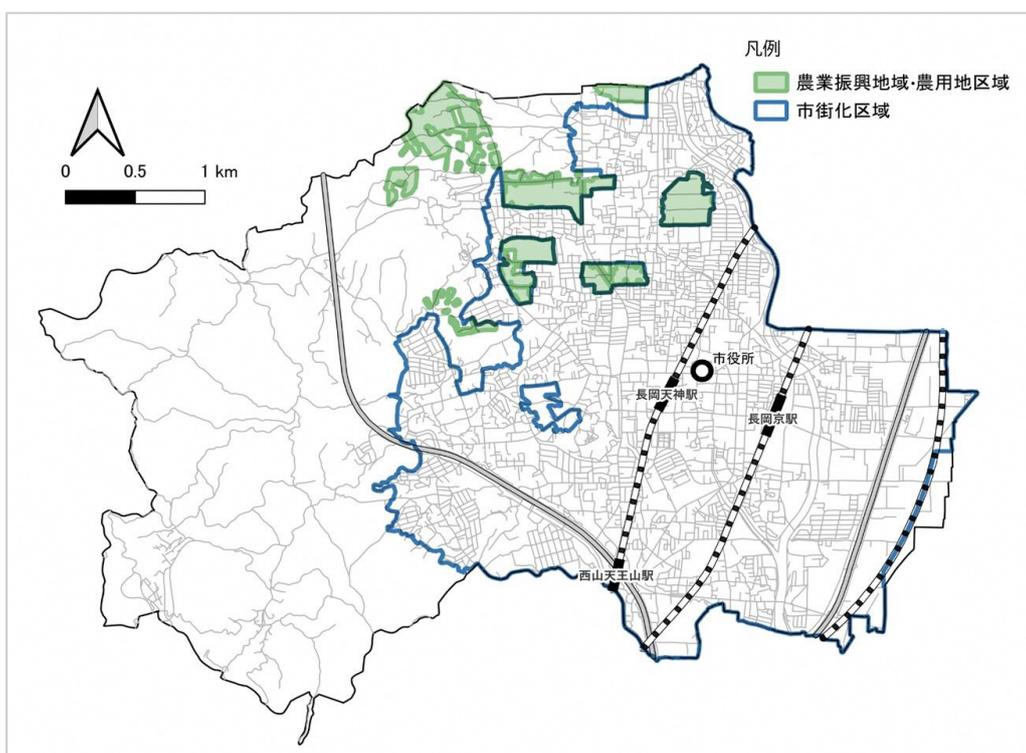


図1-3-6 地域制緑地(農業振興地域・農用地区域)

本市の生産緑地と農業振興地域・農用地区域[※]について、2016(平成28)年現在と2025(令和7)年現在の状況を比較したところ、主に市街地の農地である生産緑地などが減少していることがわかります。

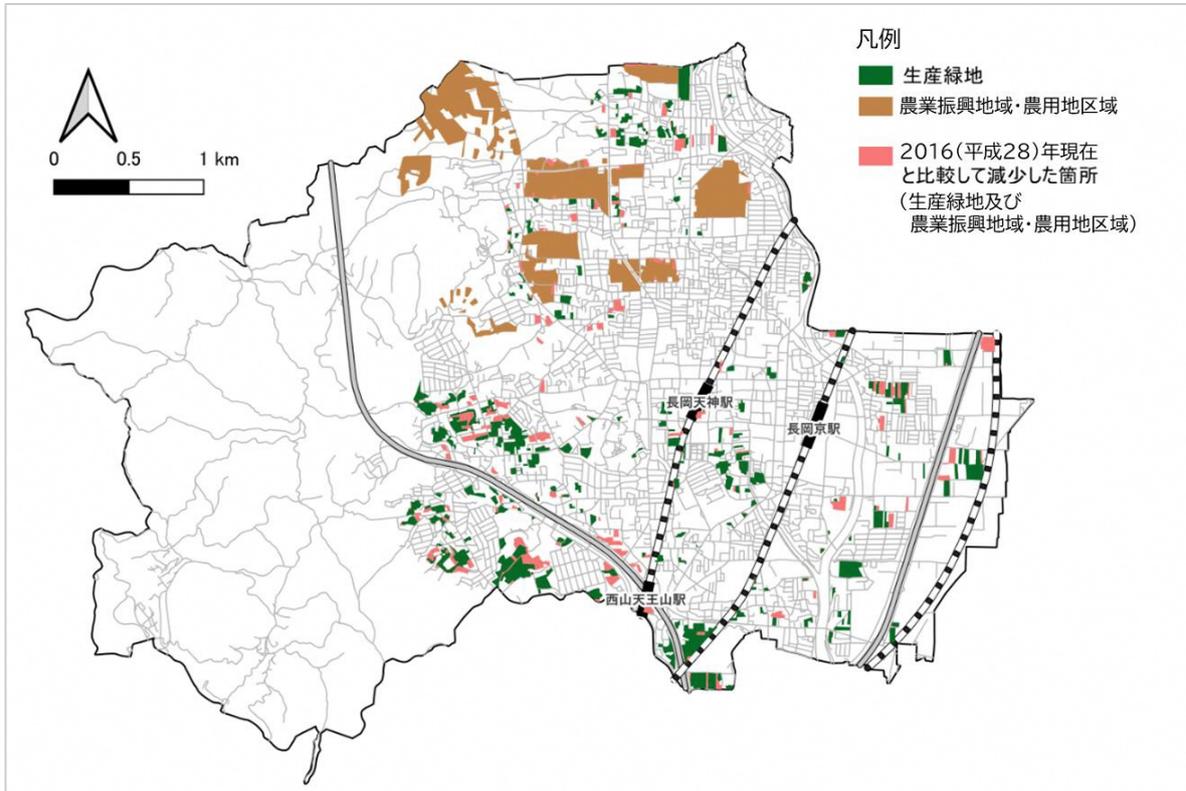


図1-3-7 地域制緑地(生産緑地・農業振興地域・農用地区域)の変化

表1-3-2 地域制緑地の変化

区分等		2016(平成 28)年	2025(令和7)年	増加・減少
法による緑地	京都近郊緑地保全区域	715.0ha	715.0ha	—
	地域森林計画 [※] 対象民有林	784.5ha	778.5ha	減少
	保安林 [※] 区域	0.8ha	3.0ha	増加
	農業振興地域・農用地区域	66.6ha	65.9ha	減少
	西国風致地区 [※] (長岡天満宮周辺)	33.0ha	33.0ha	—
	西国風致地区 (光明寺周辺)	36.0ha	36.0ha	—
	生産緑地地区 [※]	185 地区 64.7ha	175地区 47.95ha	減少
	河川区域	37.0ha	37.0ha	—
	景観重要樹木 [※]	1箇所	1箇所	—
条例等による緑地	保存樹・保存樹林 [※]	(保存樹木)16 本	(保存樹木)15本	減少

5. 都市計画公園※の現況

都市計画公園とは、都市計画法に基づいて定められる都市計画施設の一つです。本市には25箇所、約28.68haの都市計画公園が計画されており、2025(令和7)年3月現在では、約13.21haの整備が完了しています。これらの都市計画公園の多くは、高度成長期である昭和40年代に計画されたものです。規模の大きな公園では、長岡公園や勝竜寺城公園の整備は完了していますが、西山公園は計画面積約19.70haのうち、約5.05haの整備が完了しており、残りの約14.65haは未整備となっています。なお、西山公園の区域の近くには長法寺南原古墳があります。

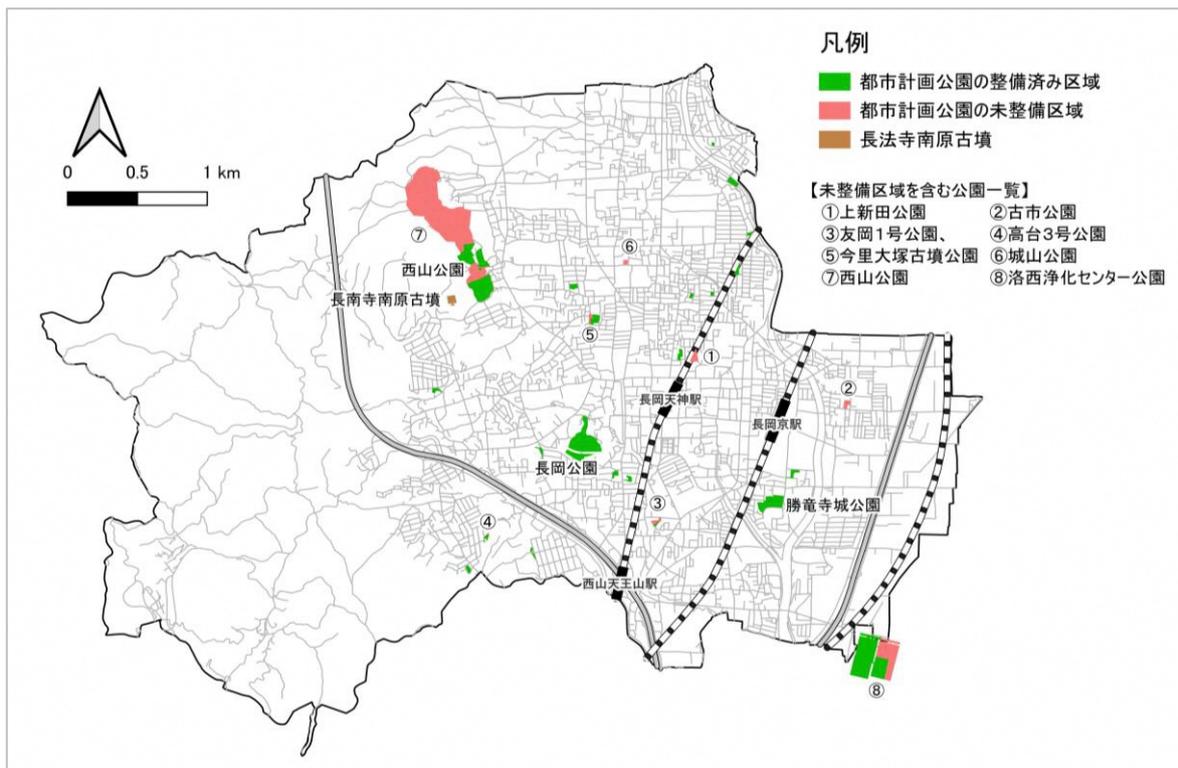


図1-3-8 都市計画公園の現況

表1-3-3 都市計画公園の概要

公園名	計画面積 (ha) ()内は当初	決定年月日 ()内は当初	供用開始		公園名	計画面積 (ha) ()内は当初	決定年月日 ()内は当初	供用開始	
			面積 (ha)	年月日				面積 (ha)	年月日
野添	約 0.15	昭和47年6月9日	約 0.15	昭和57年3月29日	新田	約 0.2	昭和47年6月9日	約 0.2	昭和57年3月29日
上新田	約 0.20		—	—	今里大塚古墳	約 0.44	平成16年12月3日 (昭和47年6月9日)	約 0.35	平成13年4月1日
古市	約 0.23		約 0.21	昭和57年3月29日	うぐいす台	約 0.23	昭和47年6月9日	約 0.23	昭和57年3月29日
神足	約 0.21		約 1.4	平成4年4月15日	城山	約 0.13		昭和47年6月9日	—
勝竜寺城 勝竜寺	約 1.4 (約 0.35)	昭和62年2月24日 (昭和47年6月9日)	約 0.05	昭和58年7月1日	北開田	約 0.08 (約 0.1)	昭和61年2月19日 (昭和47年6月9日)		約 0.08
友岡1号	約 0.21	平成16年12月3日 (昭和47年6月9日)	約 0.1	昭和57年3月29日	柴の里	約 0.1	昭和47年6月9日	約 0.1	昭和57年3月29日
泉が丘西	約 0.1	昭和47年6月9日	約 0.12	昭和57年3月29日	川原	約 0.28		約 0.28	
高台4号	約 0.12	平成16年12月3日 (昭和47年6月9日)	約 0.12	昭和57年3月29日	長岡	約 4.0	昭和49年10月11日	約 4.0	
高台3号	約 0.1	平成16年12月3日 (昭和47年6月9日)	約 0.09	昭和57年3月29日 平成17年3月28日	滝ノ町	約 0.05	昭和54年8月22日	約 0.05	
花山	約 0.12	昭和47年6月9日	約 0.12	昭和57年3月29日	西山	約 19.7 (約 19.5)	平成4年9月25日 (昭和57年12月17日)	約 5.05	昭和61年7月12日 平成13年5月1日 平成18年4月1日
梅が丘東	約 0.16		約 0.16		北開田第2	約 0.08	昭和61年2月19日	約 0.08	昭和62年4月24日
梅が丘西	約 0.15		約 0.15		洛西浄化センター公園	約 0.1 [約8.1]	平成8年2月9日	約 0.1 [約5.68]	平成8年4月25日
河陽	約 0.14		約 0.14		25箇所	約 28.68ha			約 13.21ha

[]内は洛西浄化センター公園の全体面積。

6. 都市公園※の現況

都市公園は、規模や目的などに応じて、総合公園※や地区公園※、近隣公園※、街区公園※などに分類されます。

本市には、総合公園である西山公園をはじめ、地区公園の長岡公園、近隣公園の西代里山公園や勝竜寺城公園、恵解山古墳公園があり、多くの市民や観光客に利用され、親しまれています。また、その他には、街区公園や都市緑地などが市域に点在しています。

表1-3-4 都市公園の種類・種別・内容

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1000haを標準として配置する。
	国営公園	主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

注) 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位

出典：国土交通省ホームページ

【主な公園の概要】

西山公園は、2024(令和6)年度末までに約5.05haが開設されており、公園内にあるジャブジャブ池や西山公園体育館は市内外問わず多くの人に利用されています。また、防災四阿※(あずまや)、防災倉庫などの防災機能も備えています。

長岡公園は1982(昭和57)年に供用されてから、テニスコートやグラウンド、散策路などの施設について、市民に幅広く利用されてきましたが、施設の老朽化が顕著になっていました。そこで、地域企業と協定締結のもと、長岡公園再整備事業を実施し、2025(令和7)年9月には、インクルーシブ※遊具や休憩所等を備えた公園として、リニューアルオープンしました。

西代里山公園は、公園としての利用に加えて、環境教育の場としての利活用もされています。



西山公園



長岡公園(入口)



長岡公園(休憩所「fuRari」)



長岡公園(遊びの広場)



長岡公園(遊びの広場)



西代里山公園

【都市公園※の整備状況】

本市の都市公園は、2025(令和7)年4月現在では、290箇所、約26.86haが開設されています。本市の人口は2025(令和7)年4月現在、82,123人であることから、市民一人当たりの都市公園の面積は約3.27㎡となります。2016(平成28)年現在の都市公園の状況、267箇所、約24.74ha、一人当たり約3.06㎡と比較すれば、やや増加しています。この要因としては、粟生畑ヶ田公園などの整備や、住宅開発等に伴う公園の提供などが挙げられます。一方で、本市の都市公園の面積を近隣市町と比較すると少ない状況となっています。

本市の公園は、昭和40年代から50年代に開設されたものが多く、公園施設の老朽化が進行していたことから、2019(平成31)年に「長岡京市公園施設長寿命化計画」を策定し、公園施設の計画的な更新を進めています。また、本市には小規模な公園が多く、150㎡未満の面積の都市公園が136箇所であることも特徴的です。

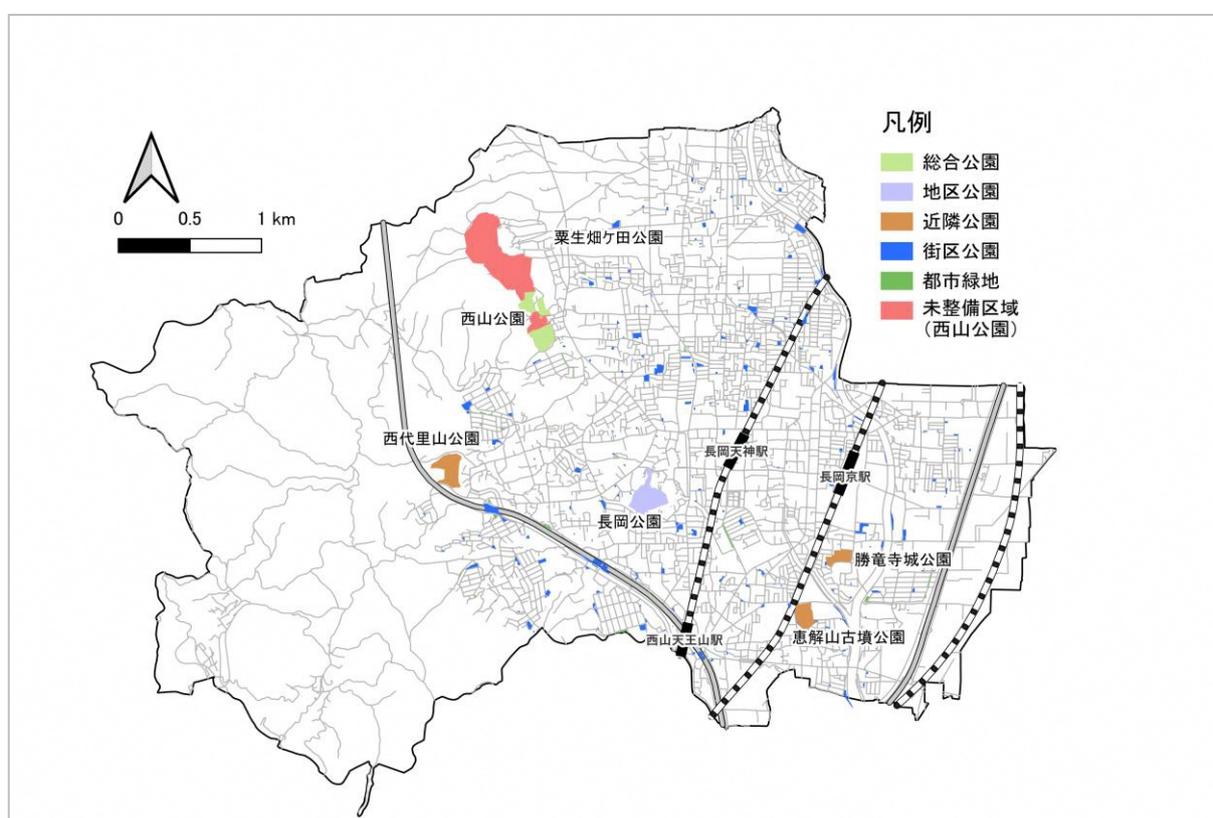


図1-3-9 都市公園の整備状況

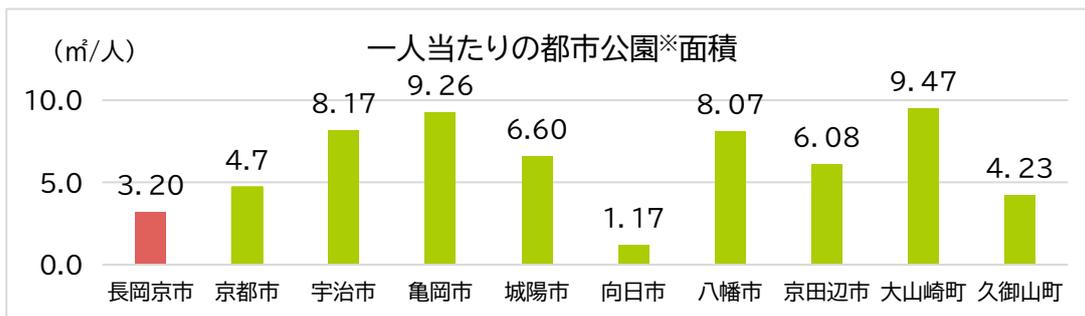


図1-3-10 一人当たりの都市公園面積(近隣市町との比較)

出典:国土交通省「2023(令和5)年度末 都道府県別都市公園等整備現況」

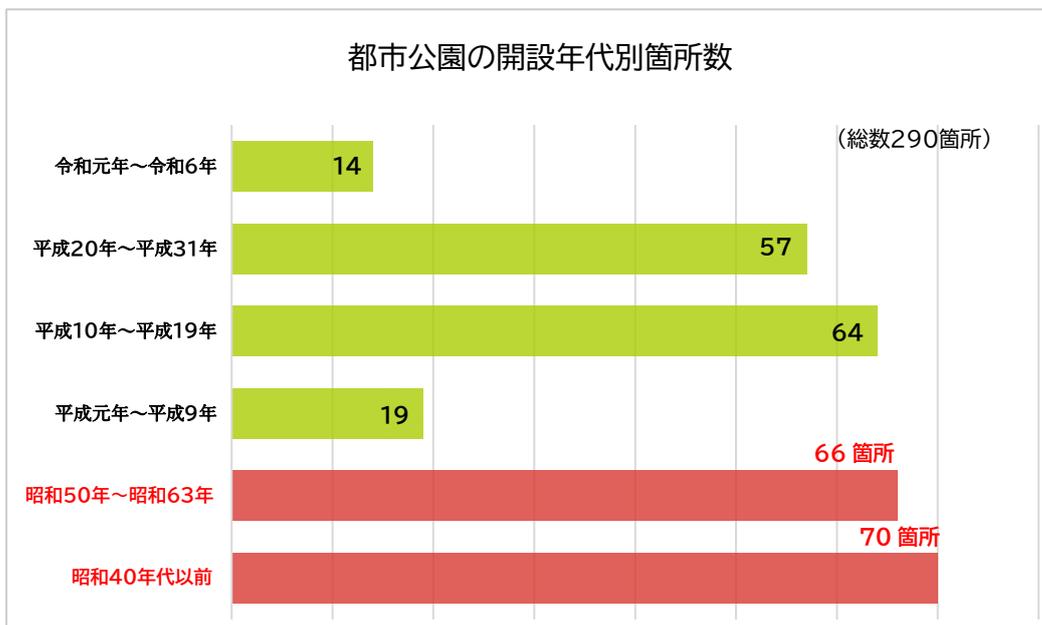


図1-3-11 都市公園の開設年代別箇所数

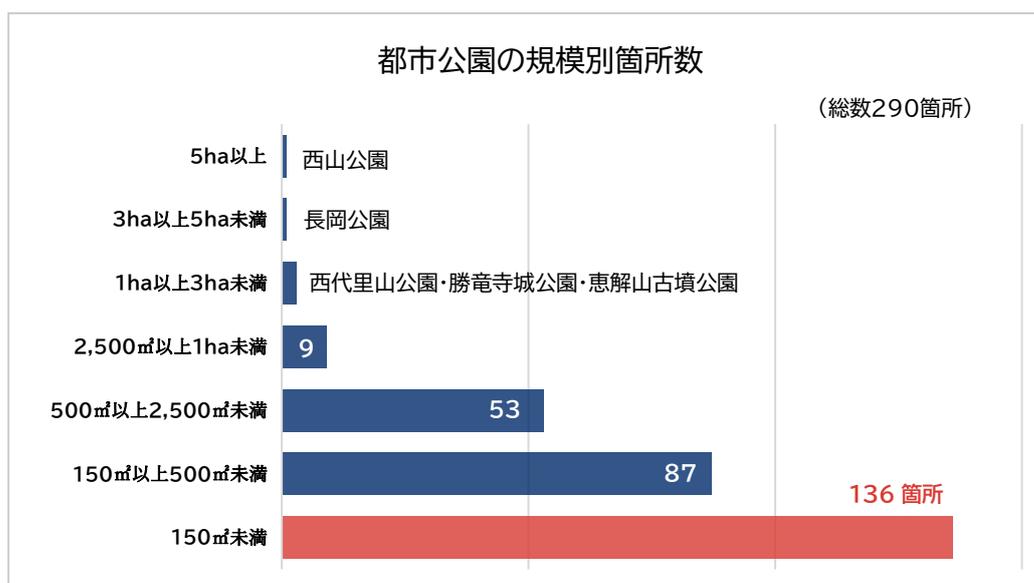


図1-3-12 都市公園の規模別箇所数

7. 緑被の現況

緑被地とは、樹木や植栽、芝生、田畑などの植物で被われた土地のことです。市域面積に対する緑被地の割合を緑被率[※]とし、市域の緑被の量を把握するための指標とします。

本計画の策定にあたり、2024(令和6)年10月に撮影された航空写真などによって、緑被地の調査を実施したところ、市域面積約1,917haに対して、緑被地の面積は約1,026haであり、その結果、緑被率は53.5%となりました。

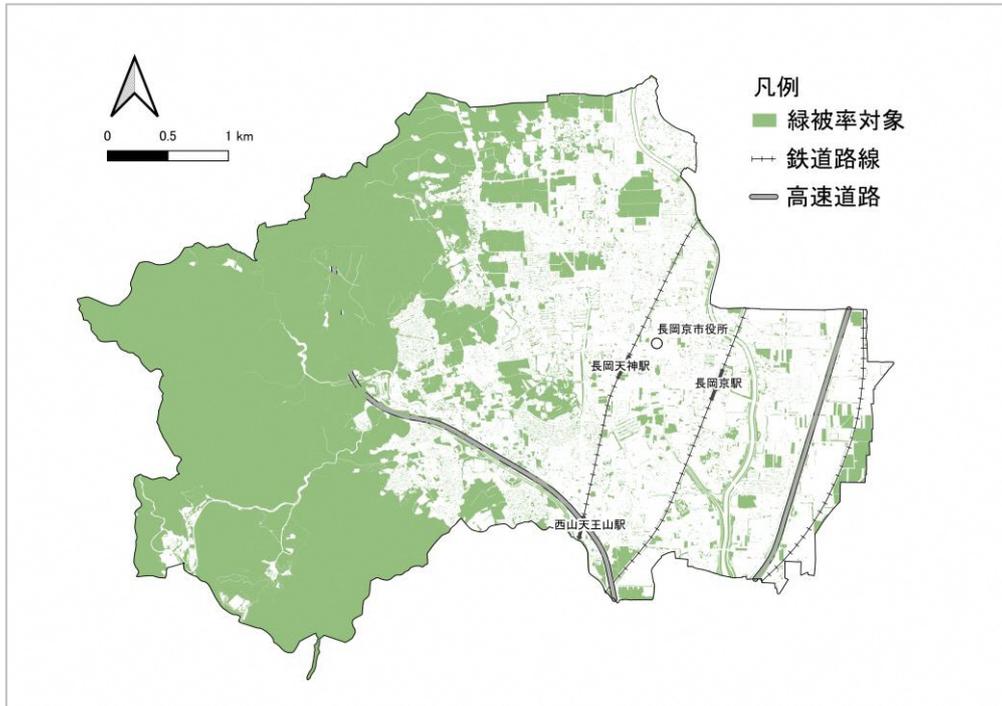


図1-3-13 緑被の現況

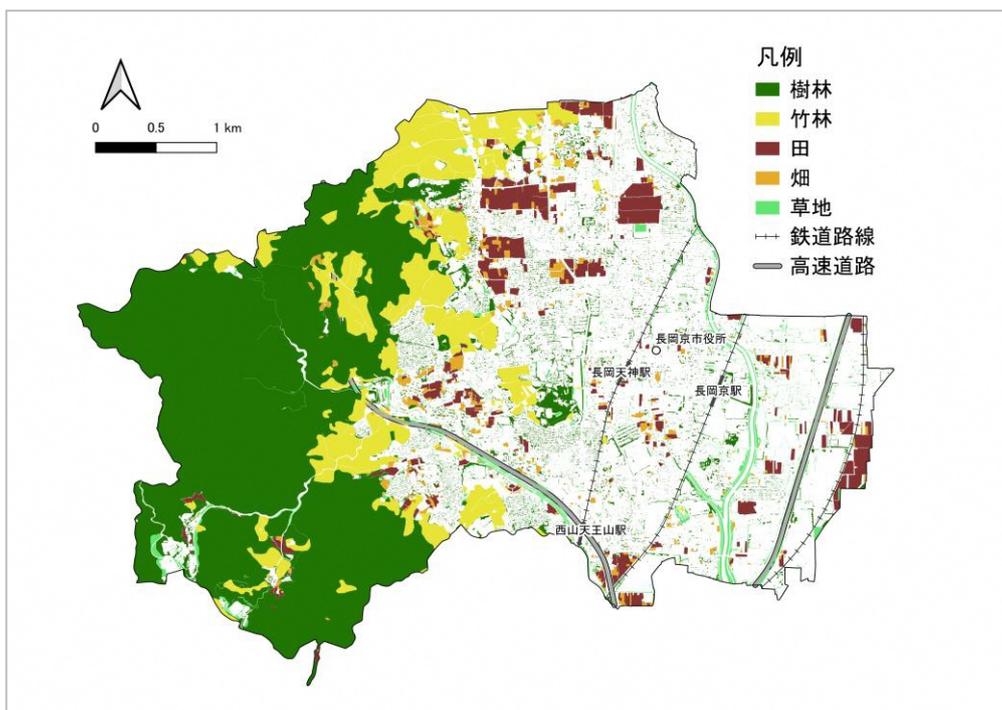


図1-3-14 緑被の種類

緑被地について、2016(平成28)年現在から消失した箇所を確認すると、主に市街地の竹林や田畑が減少していることが分かります。

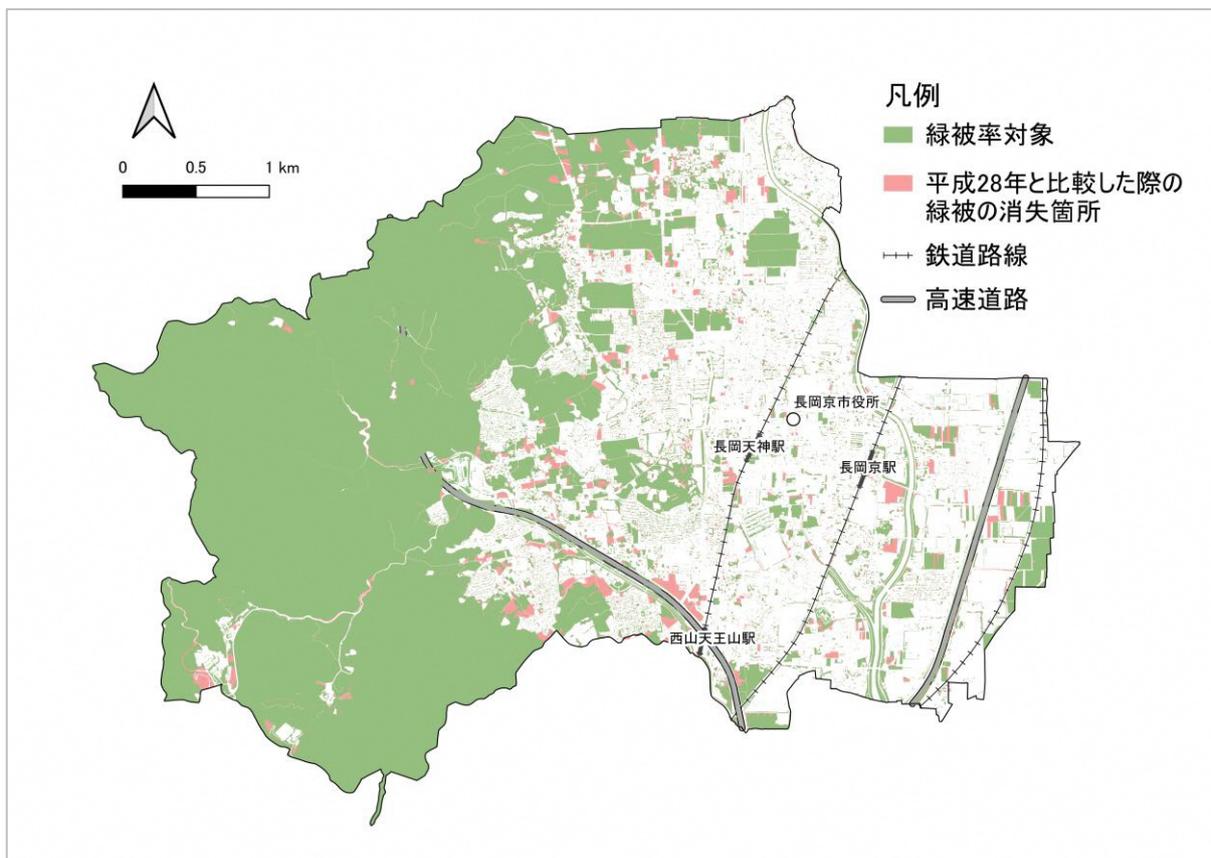


図1-3-15 緑被地の変化

表1-3-5 緑被地の変化

区分	2016(平成28)年(%)	2024(令和6)年(%)	増加・減少
緑被	53.8	53.5	減少
樹林・竹林	44.6	45.1	増加
田	5.5	4.5	減少
畑	2.1	1.8	減少
草地	1.3	1.9	増加
その他 (耕作放棄地等)	0.3	0.2	減少
緑被以外	46.2	46.5	増加
水面	1.6	1.6	—
その他(住宅地等)	44.6	44.9	増加

注 2016(平成28)年のデータは「長岡京市みどりの基本計画[改定版](2016年(平成28)年3月)」から作成。

8. 緑化重点地区※の現況

緑化重点地区とは、都市緑地法※第4条に基づき、市を代表するみどり豊かな地区となるように、緑化を重点的に推進する地区として定める区域です。本市では、JR長岡京駅から阪急長岡天神駅までの区域を中心として、緑化重点地区に設定しています。

地区内の都市公園※は26箇所、約0.95haが整備されており、2025(令和7)年3月現在では一人当たり約0.90㎡であり、2016(平成28)年から比べると、やや増加しています。また、緑被率※は9.4%と横ばいに推移しています。

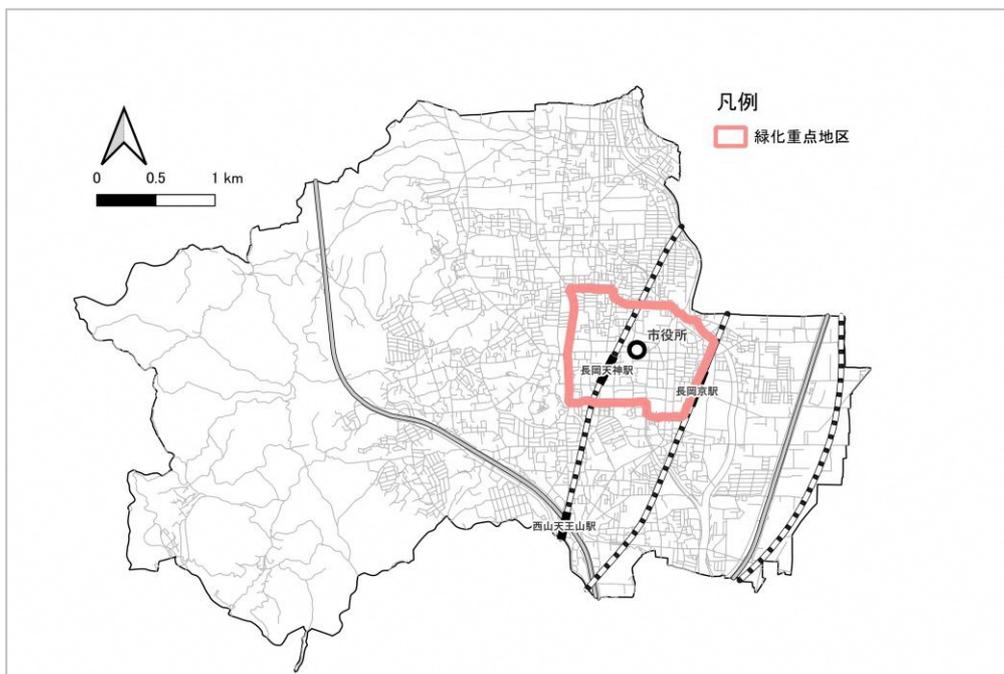


図1-3-16 緑化重点地区の位置

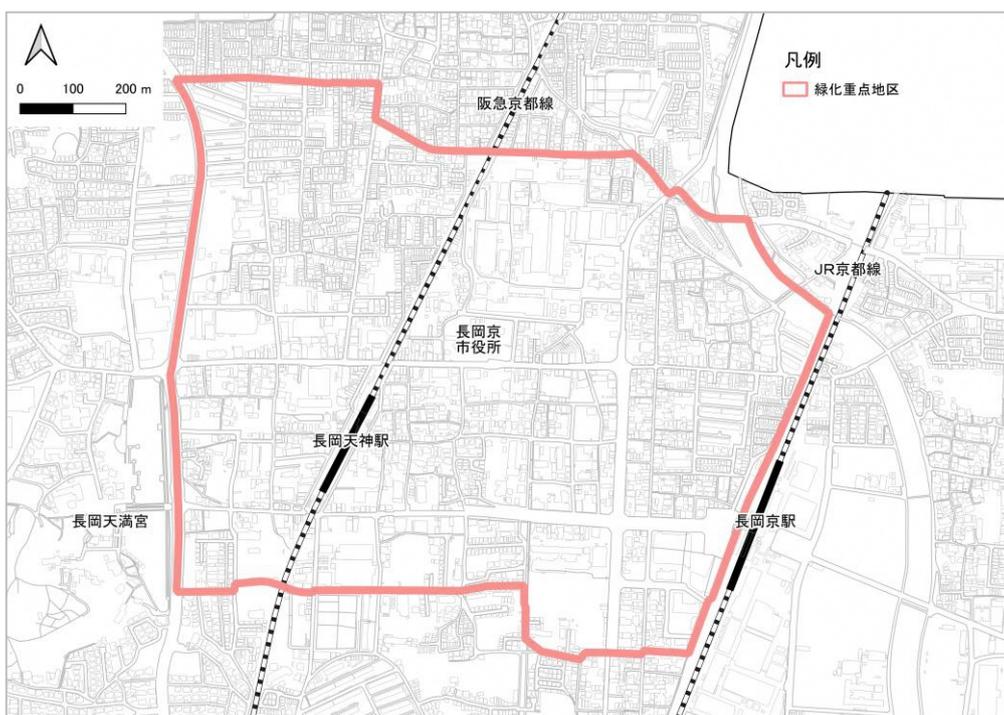


図1-3-17 緑化重点地区の位置(詳細)

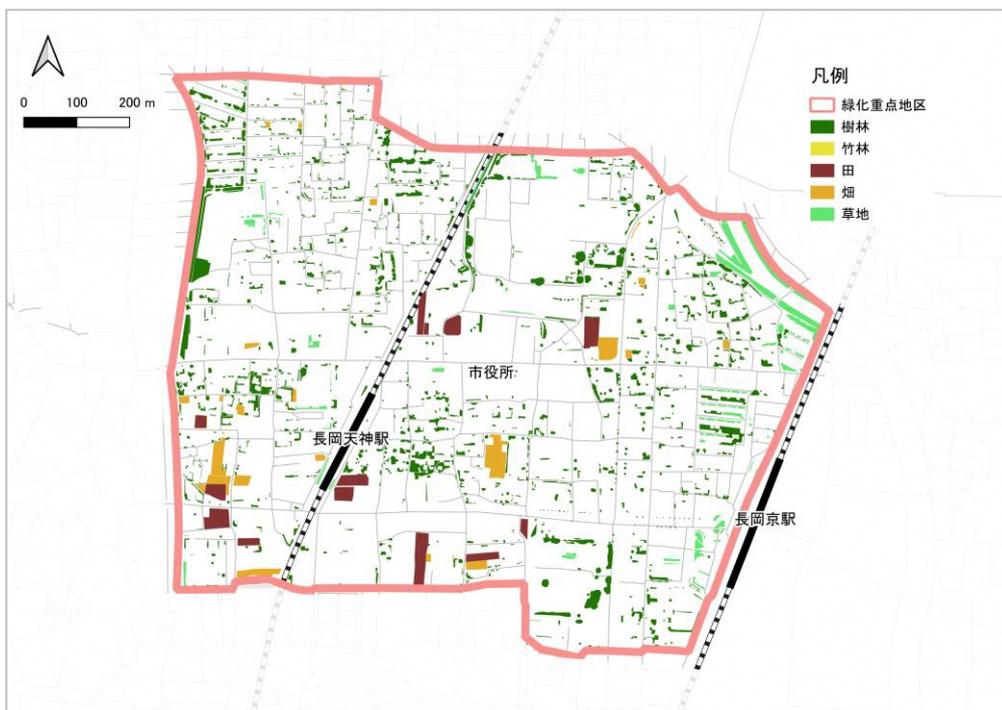


図1-3-18 緑化重点地区の緑被の現況

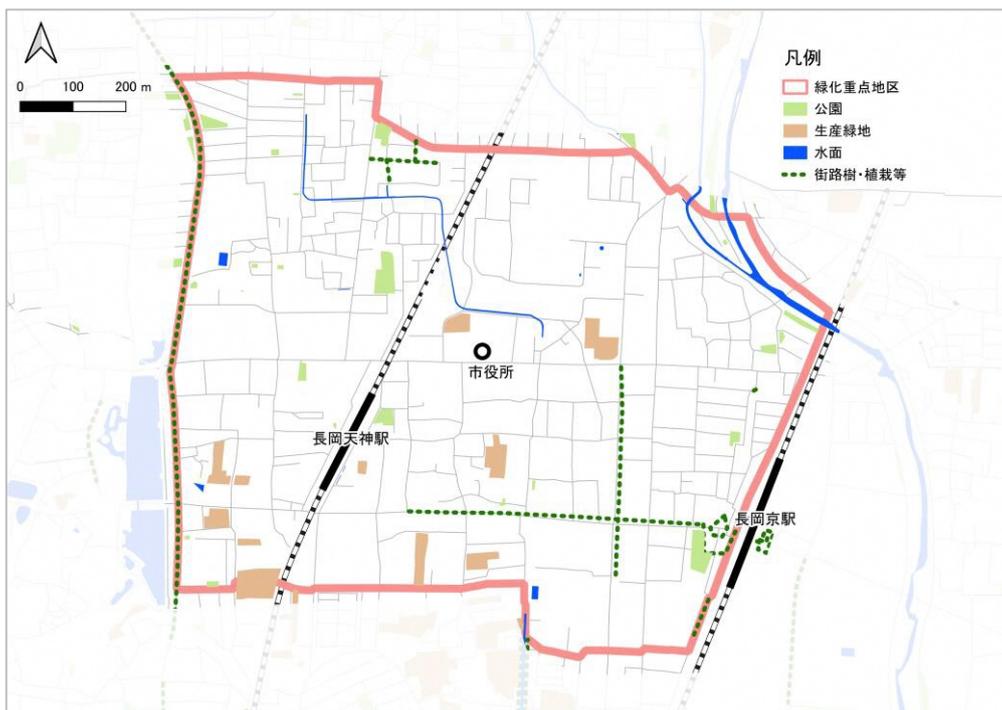


図1-3-19 緑化重点地区の公園等の現況

表1-3-6 緑化重点地区の都市公園面積・緑被率等の推移

	2004(平成16)年	2016(平成28)年	2025(令和7)年
一人当たりの 都市公園*面積	0.57㎡/人	0.83㎡/人	0.90㎡/人
緑被率*	10.8%	9.4%	9.4%

9. 地区計画(緑地の配置が規定されているもの)

地区計画とは、一定のまとまりのある街区や地区において、地域の特性に応じた良好なまちづくりを目指し、土地の所有者などの意見を求めながら、建築物の用途や高さ、形態、意匠などに関する制限をきめ細かく定めるための都市計画法の制度です。

本市では7地区において地区計画が定められており、そのうち、緑地の配置を規定しているのは、開田1丁目地区と天神2丁目地区の2箇所となっています。

表1-3-7 地区計画(緑地の配置が規定されているもの)

地区名	面積	区域の整備・開発及び保全の方針 (地区計画の目標)	地区施設の配置及び規模
開田1丁目地区	7.3ha	当地区は、市役所北側に位置し、西は阪急電鉄京都線、東は府道西京高槻線に囲まれた住宅地に工場が立地している。本計画は、住宅と工場が共存できるように、緑豊かな工場地区として形成する。	緩衝緑地※ (面積:約 3,500 平方メートル)
天神2丁目地区	2.6ha	当地区は、阪急長岡天神駅の西約 0.6 キロメートルに位置しており、当地区を含む長岡天満宮を中心とした一帯には、歴史及び自然環境を保全すべく、風致地区※の指定が行なわれている。本計画は、それとの調和及び隣接する住宅地に配慮した緑の多い研究開発地区としての誘導を図る。	緩衝緑地 (面積:約 1,300 平方メートル)



図1-3-20 地区計画(緑地の配置が規定されているもの)の現況

10. 街路樹などの緑化状況

本市では、国道171号や府道大山崎大枝線、西京高槻線など、市道では文化センター通りや高台通り、長岡京駅前線などの沿道には、街路樹が植栽されています。また、阪急西山天王山駅付近では京都縦貫自動車道の橋脚などの壁面緑化や、長岡第七小学校では校庭が芝生化されるなど、緑化を推進しています。

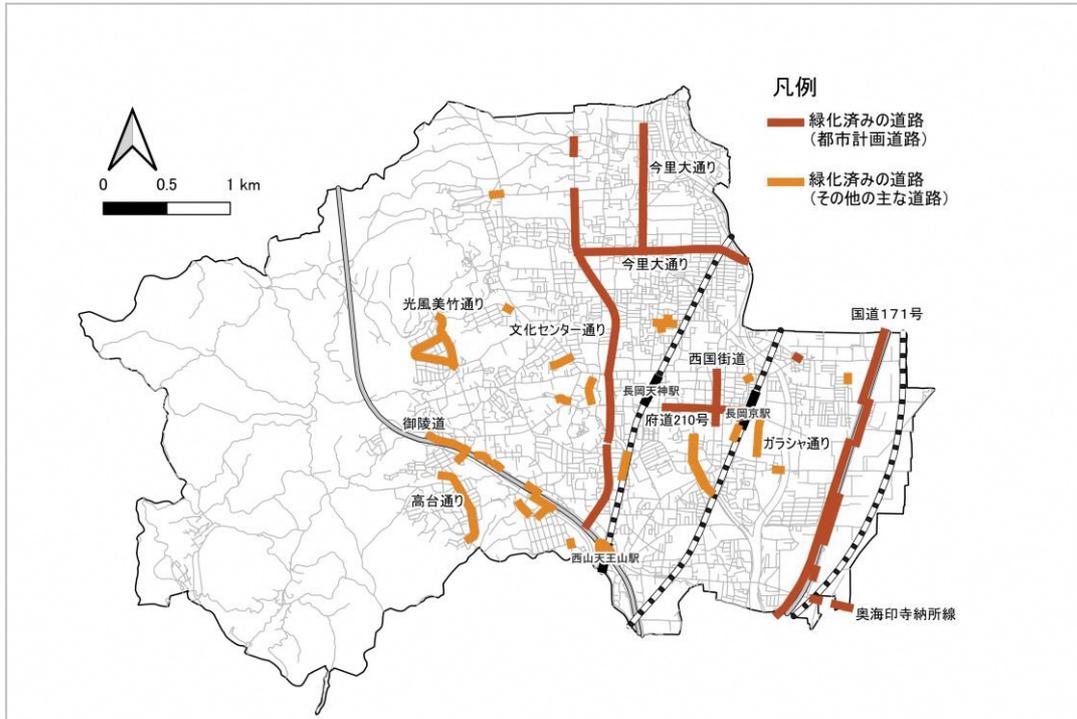


図1-3-21 街路樹の整備状況



長岡京駅前線(天神通り)



高台通り



文化センター通り



文化センター通り

11. みどりに関する市民の主な活動状況

本市では、みどりに関する市民への普及・啓発とみどりに関する市民の活動を支援する取組を実施しています。これらの取組は市民のまちづくりにおける活躍の場づくりにもなっています。

【西山森林整備推進事業(啓発事業)】

・西山ファミリー環境探検隊



自然観察



竹灯笼づくり



さつまいも堀り



パウムクーヘンづくり

・森林整備ボランティアイベント/森林整備ボランティア養成講座



竹の伐採と整理



安全講習会



森林整備実習

・西山ふれあいワークショップ※



間伐体験



木工教室



間伐体験



木工教室



木工キット完成品

西山森林整備推進事業(啓発事業)の状況

出典:西山森林整備推進協議会ホームページ

【みどりのサポーター制度】

市民などが市の管理する公園及び道路などの緑化及び環境美化活動にボランティアとして参画することにより、近隣地域の快適な生活環境づくりを進めるとともに、市内全域の緑化及び環境美化に対する市民の意識を高めることを目的として2004(平成16)年10月からスタートしました(2025(令和7)年3月末現在、107団体1,224名が登録)。



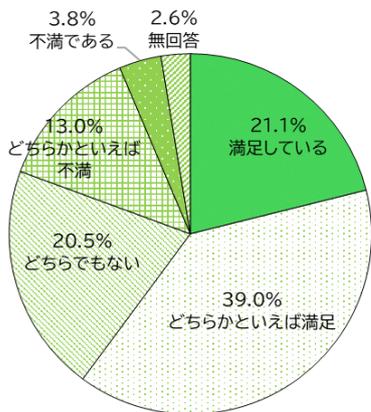
みどりのサポーターの活動状況

出典:長岡京市/(公財)長岡京市緑の協会ホームページ

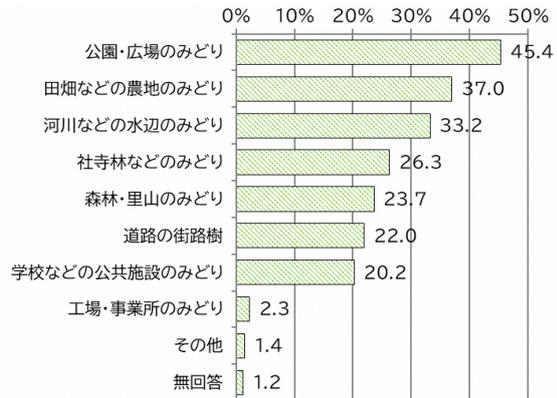
第4節 みどりに関する市民意識調査

本計画の策定にあたり、みどりに対する市民の評価やニーズなどについて、意識調査を行いました。調査対象については、本市に居住している18歳以上の方を住民基本台帳から無作為で1,000名の方を抽出し、調査票による本人記入(郵送配布・郵送回収、Webアンケートフォームでの回答も併用)、2024(令和6)年10月11日から31日までの期間としました。その結果、アンケートの回収数346、回収率は34.6%となりました。アンケート結果の概要を以下に示します。

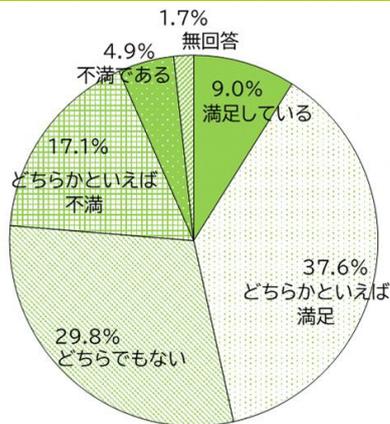
「みどりの量」の満足度



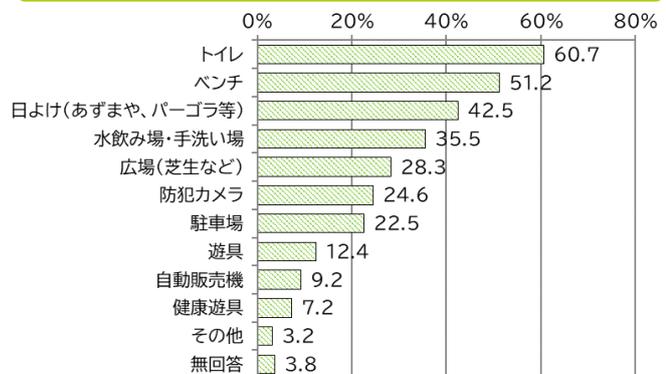
地域に多いと感じるみどり



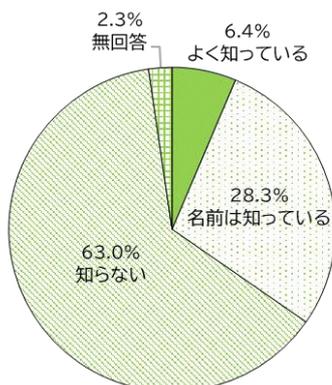
「みどりの質」の満足度



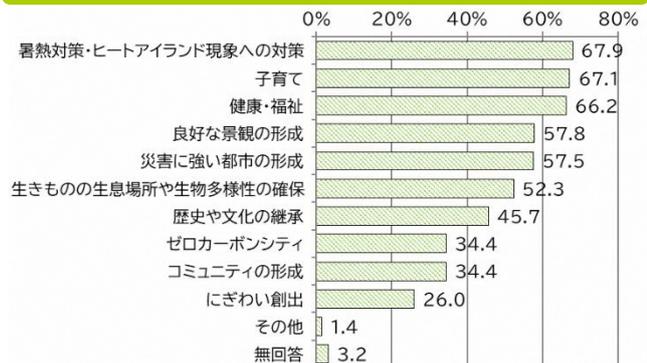
公園を利用する上で重要な施設



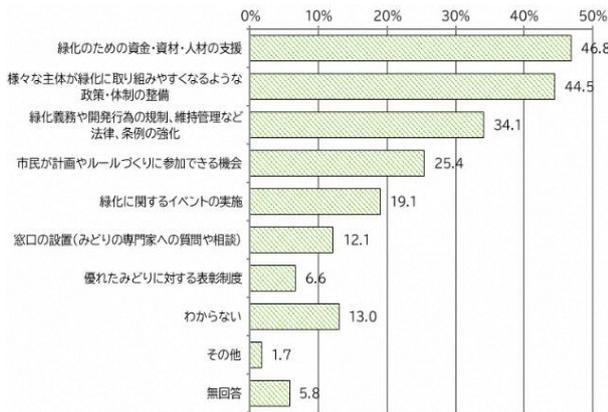
「みどりのサポーター制度」の認知度



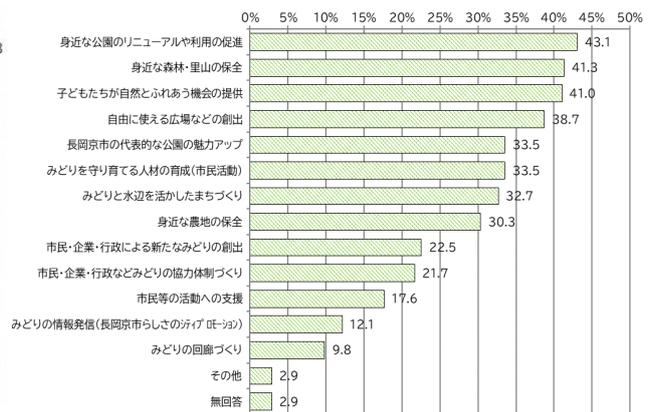
みどりのもつ役割や機能を活用すべきと考える分野



みどりのまちづくりにおける行政の役割

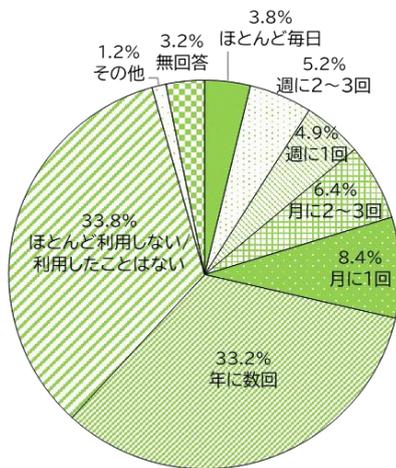


みどりを守り、増やすために重要な取組

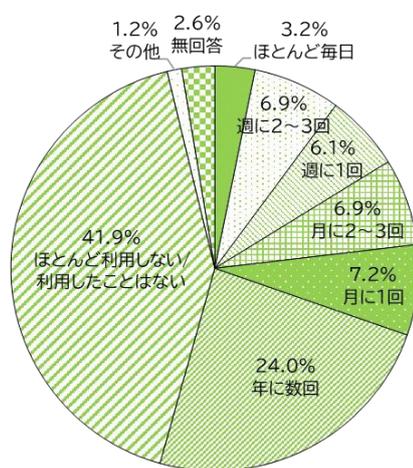


公園の利用頻度

大きな公園(西山公園・長岡公園・勝竜寺城公園など)

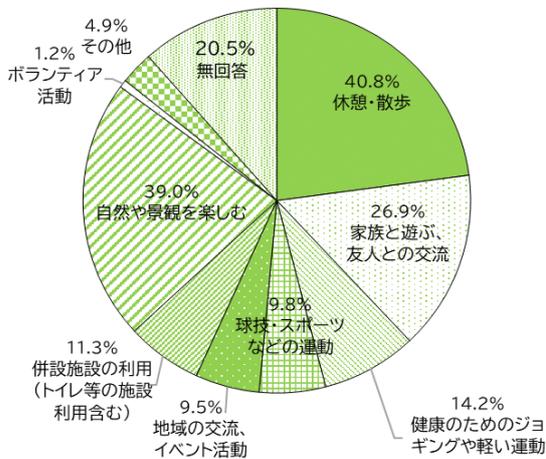


小さな公園

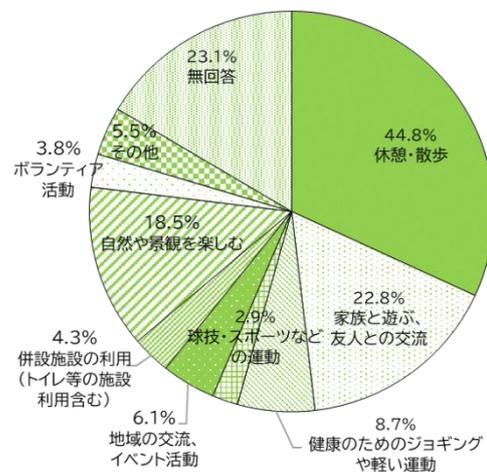


公園の利用目的

大きな公園(西山公園・長岡公園・勝竜寺城公園など)



小さな公園



第5節 長岡京市のみどりの特徴

みどりの現況等を踏まえ、以下のとおり、評価・分析を実施し、本市のみどりの特徴をまとめました。

(1)西山の森林・山麓の竹林

【主なみどりの機能：環境保全/景観形成】

西山には、すぐれた自然環境があり、京都近郊緑地保全区域などに指定されるとともに、保全にあたっては2005(平成17)年に設立された「西山森林整備推進協議会^{*}」において、「西山森林整備構想」が策定され、森林整備の方向性を決定し、多くの関係者によって、森林整備が実施されています。緑被の現況調査からも、みどりが保全されていることが分かります。また、市民アンケート調査結果からは、「みどりを守り、増やすために重要な取組」として、「身近な森林・里山の保全」や「子どもたちが自然と触れ合う機会の提供」などの意見が多くありました。

一方で、森林等の保全の新たな担い手の不足や構成員の高齢化といった懸念も生じています。また、獣害などによる被害も増加傾向にあります。

(2)長岡天満宮・光明寺などの社寺林

【主なみどりの機能：環境保全/防災/景観形成/レクリエーション】

本市には、長岡天満宮や光明寺、柳谷観音楊谷寺、乙訓寺などの寺社が点在しており、歴史的な景観を形成しています。また、長岡天満宮八条ヶ池のキリシマツツジなどの見頃には、市民や観光客が大勢訪れるなど、観光名所にもなっています。さらに、市街地の社寺林は、ヒートアイランド現象^{*}の緩和などにも効果が期待されます。

(3)歴史文化資産のみどり

【主なみどりの機能：環境保全/景観形成/レクリエーション】

本市には、長岡天満宮や光明寺、乙訓寺、赤根天神社、寂照院、走田神社、長法寺、楊谷寺、恵解山古墳、勝龍寺城跡など、多くの歴史文化資産が市域の至るところに点在しており、すぐれた歴史的風土を表象するみどりとして貴重な場所となっています。また、これらのみどりを保全し、まちのにぎわいづくりとしての活用が進められています。

(4)まちなかのみどり

【主なみどりの機能：環境保全/防災/景観形成/レクリエーション】

本市では、緑化を重点的に進める「緑化重点地区^{*}」であるJR長岡京駅から阪急長岡天神駅を中心としたエリアにおいて、自治会、市民団体、事業者などの緑化活動が盛んに行われており、公園や街路樹などのみどりの空間が創出されています。

また、事業所や集合住宅において、屋上緑化や壁面緑化などの新たな手法による緑化にも取り組まれています。さらに、農地においては、休耕田を活用したシルバー農園^{*}などの取組も行われています。

(5)都市公園※・都市計画公園※

【主なみどりの機能:環境保全/防災/景観形成/レクリエーション】

本市には、都市公園が290箇所あり、市民の徒歩圏(約500m)に配置されています。一方で、面積が150㎡未満の小規模な公園が約半数を占めており、整備面積も近隣市町と比べると少ないのが特徴です。また、本市の都市公園の多くは、開設されてから年数が経っているものが多く、公園施設の老朽化が進んでいます。市民アンケート調査結果からは、公園施設に対して「暑熱対策」や「水道施設の設置」などの要望が挙げられており、単なる老朽化した施設の更新だけでなく、「公園のリニューアル」を求める声が多いことが分かりました。

本市には、都市計画公園が25箇所あり、計画面積の約5割が未整備となっています。これら未整備の区域は、昭和40年代に計画されたものです。そのうち西山公園は、西山公園体育館やジャブジャブ池などの公園施設を備えており、広く市民に利用されています。しかしながら、計画面積の約7割が未整備となっています。なお、西山公園の近くには、国指定の長法寺南原古墳も存在しています。

本市では、2023(令和5)年に「いつでもだれでもみんなが憩い楽しめる公園づくり」整備指針～インクルーシブ※公園づくり～を策定し、2024(令和6)年度に粟生畑ヶ田公園(インクルーシブ公園)を開設しました。これまで、粟生畑ヶ田公園、長岡公園、西山公園において、インクルーシブ遊具が設置されています。

(6)みどりのサポーター制度

市が管理する公園及び道路などにおいて、市民などが緑化及び環境美化活動にボランティアとして参画することにより、近隣地域の快適な生活環境づくりを進めるとともに、市内全域の緑化及び環境美化に対する市民の意識を高めることを目的として、2004(平成16)年10月から「みどりのサポーター制度」がスタートしています。2025(令和7)年3月末現在、107団体1,224名が登録されており、市内各地で様々なみどりの活動が行われていますが、市民アンケート調査の結果、制度の認知度は約3割であることが分かりました。

「市の花」と「市の木」

・キリシマツツジ(1969(昭和44)年10月制定)

1969(昭和44)年秋、長岡町制20周年を記念して、平和な、住みよい、美しいまちづくりを願い、また、町を象徴するのにふさわしい花として、長岡天満宮八条ヶ池畔のキリシマツツジが町の花に制定されました。市制施行後も市の花として市民や訪問客からも愛されています。



・モミジ(1972(昭和47)年10月制定)

市制施行を記念し、市民にとって最も身近に親しまれ、また、緑のまち長岡京市のイメージにふさわしいとして、モミジが市の木に制定されました。



第6節 「長岡京市みどりの基本計画(前計画)」の進捗状況

1. 数値目標の検証

「長岡京市みどりの基本計画」(2004(平成16)年3月当初計画策定・2017(平成29)年3月改定)では、以下に示す数値目標を設定しています。今回の策定に際して、進捗状況の確認を行いました。その結果、2025(令和7)年現在では、都市公園[※]等の整備の目標水準を下回っていることが分かりました。

① 都市公園の整備目標

表1-6-1 都市公園の整備目標等

項目	年次	2003 (平成15)年	2016 (平成28)年	目標 2025 (令和7)年	現況 2025 (令和7)年
都市公園 (一人当たりの面積)		1.8㎡/人	3.1㎡/人	4.5㎡/人	3.27㎡/人

② 緑化重点地区[※]の公園整備水準と緑被率[※]の目標水準

表1-6-2 緑化重点地区の公園整備水準と緑被率の目標水準

項目	年次	2003 (平成15)年	2016 (平成28)年	目標 2025 (令和7)年	現況 2025 (令和7)年
公園整備水準 (一人当たりの面積)		0.57㎡/人	0.83㎡/人	1.0㎡/人	0.90㎡/人
緑被率(%)		10.8%	9.4%	15.0%	9.4%

2. 前計画の施策の取組状況

前計画で位置付けられた施策について「◎:実施完了/実施継続中」、「○:一部未実施」、「△:未実施」に分類し、以下のとおり、取組状況を整理しました。

【基本方針1】みどりの財産の次世代への継承

内容	取組状況
本市のみどりの骨格を構成し、市民生活にうるおいを提供している、西山、小畑川、小泉川、天神の森などをみどりの共有財産として守り、次世代に継承していくための市民・事業者・行政の協働の取組を展開します。	◎ 森林整備は、協議会やボランティア団体と連携し、林道整備や支援制度の活用などを継続実施中。
	○ 雑木林への竹林拡大を防ぐため、今後も継続して竹林整備を実施。各種制度などの導入は未実施。
	△ 森のレクリエーション施設整備や川沿い緑地整備の多くは未実施。
	◎ 公園や遊歩道、小畑川・小泉川での清掃・緑化活動は市民団体などと連携し継続。
	◎ 西山公園の広場や駐車場を整備。

【基本方針2】長岡京らしいみどりの保全・育成

内容	取組状況
本市を特徴づけている自然的・歴史的資源などと一体となったみどりを守り育むとともに、残された樹林や農地、公的空間を積極的に活用するなど、つくるみどりから活かすみどりを重視した取組を展開します。	◎ 恵解山古墳公園や勝竜寺城公園の維持管理・活用、(公財)長岡京市緑の協会による保存樹木 [※] の管理は継続実施中。
	◎ 長岡天満宮、楊谷寺、光明寺などの社寺や観光とみどりを組み合わせたPR活動を実施。
	○ 休耕田へのコスモス栽培などの花畑を創出。一方、農地の集約化や「雨庭」の導入、農業体験は未実施。
	◎ 阪急駅前(長岡天神駅東口広場公園)や公共用地(市庁舎建替時の配慮)などでの緑地整備・みどりの創出を実施。

【基本方針3】身近なみどりづくりとネットワークの形成

内容	取組状況
市民が誇れるみどり豊かなまちづくりを進めるため、まち中にきれいな花やみどりを増やすほか、散策利用や川辺、山麓などのビオトープ [※] など、みどりの連続性を重視した市民参加型の取組を展開します。	◎ 駅前などの整備や学校の再整備に伴い、みどりやビオトープなどを設置。
	○ まちづくり条例により緑化重点地区 [※] の公園を確保。
	○ (公財)長岡京市緑の協会にて、住宅への生垣設置の助成を実施。
	△ 住宅地区における緑地協定等によるみどりの導入は未実施。

【基本方針4】環境にやさしいまちづくりの推進

内容	取組状況
緑地の保全、緑化の推進とともに、環境学習や環境に配慮した住まいづくりなど、環境にやさしいまちづくりを推進します。	◎ 西代里山公園では、管理運営協議会の立ち上げ検討を継続中。西代里山公園をゲンジボタルの新たな生息・展示拠点として活用。
	△ 市民生活における木材や竹材の活用ニーズは把握していない。今後は、教育機関や企業等に対しヒアリングを行い、木竹材の活用ニーズを把握。
	△ 竹垣設置の奨励は未実施。今後も実施予定なし。
	○ 水やため池などの水資源保全を継続実施。

【基本方針5】市民・事業者・行政の協働によるみどりの輪づくり

内容	取組状況
市民・事業者・行政の協働の意識醸成や計画の実効性を確保するため、みどりに関する情報や活動等の公表、行動プログラムづくり、推進体制・支援体制づくりなど市民、事業者、行政の輪をひろげ強める取組を展開します。	○ 各種イベント(みどりの写真展、花壇コンテスト、グリーンカーテン講習・写真募集など)を継続実施。
	◎ 「みどりのサポーター制度」の普及・啓発を継続(登録者約1,300人)。
	◎ 西山森林、竹林、公園等の整備やそれらフィールドにおける活動に多様な主体が参画。
	△ 緑化支援制度に関する学習会・資料配布・専門家派遣は未実施。
	△ 人材育成・確保、仕組みづくり、市民・事業者・行政の全体的な推進体制の構築は未実施。